

第40回定時株主総会 株主総会資料

別冊

日本電信電話株式会社

(証券コード 9432)

目 次

株主総会参考書類		連結計算書類	
＜会社提案＞		連結財政状態計算書 ……………	93
第1号議案から第8号議案まで ……………	9	連結損益計算書 ……………	94
＜株主提案＞		計算書類	
第9号議案から第18号議案まで ……………	43	貸借対照表 ……………	95
		損益計算書 ……………	96
事業報告		監査報告	
Ⅰ NTTグループの現況に関する事項 ……………	57	連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告 …	97
Ⅱ 株式に関する事項 ……………	77	会計監査人の会計監査報告 ……………	98
Ⅲ コーポレート・ガバナンスに関する事項 ……	78	監査役会の監査報告 ……………	99
Ⅳ 会社役員に関する事項 ……………	85		

文中において、__が付されている用語について、「用語解説」にて解説を掲載しています。

ご案内 こちらの「別冊」はインターネット上でご提供しております。

次回株主総会以降、書面で受領されたい株主さまは、以下の書面交付請求のお手続きをお願いいたします。

書面交付請求のお手続き方法 （書面での受領が不要な株主さまは、お手続きいただく必要はありません。）

ご利用の証券会社にお問い合わせください。株主名簿管理人（三井住友信託銀行株式会社）でのお手続きも可能です。以下に、株主名簿管理人でお手続きされる場合の手続き方法をご案内いたします。

お電話でのお手続き

株主名簿管理人（三井住友信託銀行株式会社）の専用コールセンターにお電話し、お手続きください。

 0120-533-600 受付時間：9：00～17：00
(土・日・祝日および12／31～1／3を除く)

ウェブ（チャットボット）でのお手続き

株主名簿管理人（三井住友信託銀行株式会社）のサイトのチャットボットにアクセスし、お手続きください。

<https://group.ntt.jp/ir/is/22122.html>



株主総会参考書類

議案および参考事項

<会社提案>

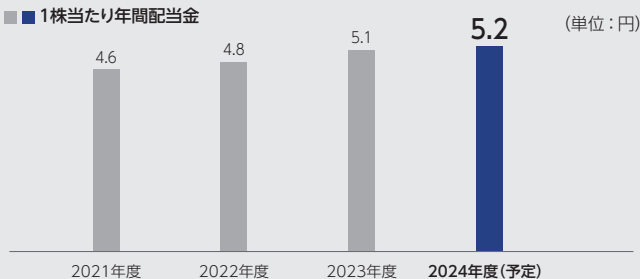
第 1 号議案 剰余金の配当の件

当社では、中長期的に企業価値を高めるとともに、株主の皆さまに利益を還元していくことを重要な経営課題の一つとして位置づけております。

当期の配当につきましては、安定性・継続性に配慮しつつ、業績動向、財務状況および配当性向などを総合的に勘案し以下のとおりといたしたいと存じます。

1 配当財産の種類	金銭
2 配当財産の割当てに関する事項 およびその総額	当社普通株式・・・1株につき 金2円60銭 配当総額・・・215,210,146,216円
なお、中間配当金として1株につき2円60銭をお支払いしておりますので、当事業年度の年間配当金は1株につき5円20銭となります。	
3 剰余金の配当が効力を生じる日	2025年6月20日

配当の推移



(注) 2023年7月1日を効力発生日として、普通株式1株につき25株の割合をもって株式分割を行っており、1株当たり年間配当金について、当該株式分割考慮後の数値を記載しています。

資本政策については、84頁をご覧ください。▶

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1)商号変更に関する事項

電信電話事業は、1952年に官営から日本電信電話公社へと引き継がれました。戦後復興から高度経済成長期にかけて、「すぐにつながる電話」という社会の期待に応え、私たちは通信インフラの礎を築いてまいりました。

その後、通信の自由化を受け、1985年には現在の日本電信電話株式会社へと姿を変え、常にお客さまや社会の声を原点とする姿勢を貫きながら、事業拡大と社会課題の解決に取り組んでまいりました。

このたび、時代の変化とともにNTTグループの事業構造が進化したこと、さらに、2024年4月の日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律施行により商号変更が可能となったことを踏まえ、国内外で広く親しまれている通称「NTT」を正式に商号として採用することとし、商号を「NTT株式会社」に変更するものであります。また、東日本電信電話株式会社および西日本電信電話株式会社の商号変更が予定されているため、所要の変更を行うものであります（変更案第1条および第2条）。

なお、本変更の効力発生日は、2025年7月1日といたします（変更案附則第1条）。

(2)機関設計の変更等に関する事項

当社はこれまで、グループ全体の持続的な企業価値向上に向けて、継続的な議論を重ねてまいりました。今般、経営方針・戦略に関する議論の一層の充実、取締役会のモニタリング機能の更なる強化、グローバル企業として海外投資家等からも理解が得られやすいガバナンスモデルへの進化等を目的に、監査等委員会設置会社へと移行するため、所要の変更を行うものであります。

- ① 会社の機関として「監査等委員会」を置くことを定め、「監査等委員会」に関する規定を新設し、併せて、「監査役」「監査役会」に関する規定を削除するものであります（変更案第5条、第24条、第28条および第29条ならびに現行定款第27条から第32条まで。）。
- ② 監査等委員である取締役の員数、任期に関する規定を新設するものであります（変更案第20条および第22条）。
- ③ 取締役会の決議によって重要な業務執行（会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる旨の規定を新設するものであります（変更案第26条）。

そのほか、これらに加えて、関連する規定の修正・削除、条数の変更その他所要の変更を行うものであります（変更案第11条、第13条、第21条、第23条、第31条、第33条および附則第2条）。

なお、本変更の効力は、本総会終結後、総務大臣の認可を受けた時をもって生ずることといたします。

2. 変更の内容

次のとおり変更いたしたいと存じます。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(商号) 第1条 本会社は、<u>日本電信電話株式会社法</u>により設立し、<u>日本電信電話株式会社</u>と称する。 2 前項の商号は、英文ではNIPPON TELEGRAPH AND TELEPHONE CORPORATIONとする。	(商号) 第1条 本会社は、<u>日本電信電話株式会社等に関する法律</u>により設立し、<u>NTT株式会社</u>と称する。 2 前項の商号は、英文ではNTT, Inc.とする。
(目的) 第2条 本会社は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「地域会社」という。）がそれぞれ発行する株式の総数を保有し、地域会社による適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保を図ること並びに電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行うことを目的とする。 2 本会社は、<u>次の業務</u>を営むものとする。 (1) (省略) (2) (省略) (3) (省略) (4) 前3号の<u>業務</u>に附帯する業務 3 本会社は、前項の<u>業務</u>を営むほか、その目的を達成するために必要な業務を営むことができる。	(目的) 第2条 本会社は、<u>NTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社</u>（以下「地域会社」という。）がそれぞれ発行する株式の総数を保有し、地域会社による適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保を図ること並びに電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行うことを目的とする。 2 本会社は、<u>次に掲げる業務</u>を営むものとする。 (1) (現行どおり) (2) (現行どおり) (3) (現行どおり) (4) 前3号に<u>掲げる業務</u>に附帯する業務 3 本会社は、前項に<u>規定する業務</u>を営むほか、その目的を達成するために必要な業務を営むことができる。
(機関) 第5条 本会社は、株主総会及び取締役のほか、<u>次の機関</u>を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人	(機関) 第5条 本会社は、株主総会及び取締役のほか、<u>次に掲げる機関</u>を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (3) 会計監査人
(株式取扱規則) 第11条 本会社の株式及び新株予約権に関する手続及び手数料並びに株主の権利行使に関連する事項は、法令又はこの定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。	(株式取扱規則) 第11条 本会社の株式及び新株予約権に関する手続及び手数料並びに株主の権利行使に関連する事項は、法令又はこの定款のほか、<u>取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役</u>において定める株式取扱規則による。

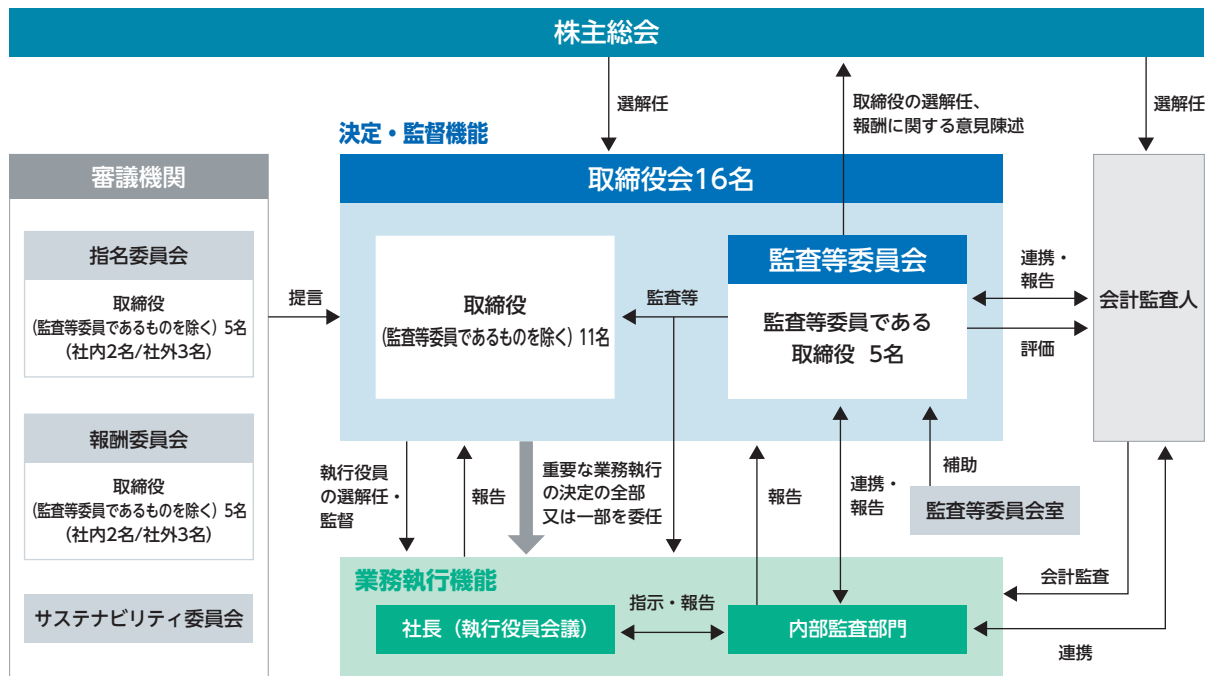
現行定款	変更案
(株主名簿管理人) 第13条 (省略) 2 株主名簿管理人、その設置の場所及びその権限は、取締役会が定めて公告する。	(株主名簿管理人) 第13条 (現行どおり) 2 株主名簿管理人、その設置の場所及びその権限は、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定めて公告する。
(取締役の員数) 第20条 本公司に15名以内の取締役を置く。 (新設)	(取締役の員数) 第20条 本公司に17名以内の取締役を置く。 2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。
(取締役の選任決議) 第21条 (省略) 2 (省略) (新設)	(取締役の選任決議) 第21条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 補欠の監査等委員である取締役の選任決議の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
(取締役の任期) 第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設) 2 補欠として又は増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。	(取締役の任期) 第22条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
(代表取締役及び役付取締役) 第23条 本公司に、社長1名を置き、取締役会の決議をもって取締役の中から選定する。 2～4 (省略) 5 社長のほか、取締役会の決議をもって、会社を代表する取締役若干名を選定することができる。 6 (省略) 7 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がその職務を行う。	(代表取締役及び役付取締役) 第23条 本公司に、社長1名を置き、取締役会の決議をもって取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から選定する。 2～4 (現行どおり) 5 社長のほか、取締役会の決議をもって、会社を代表する取締役(監査等委員であるものを除く。)若干名を選定することができる。 6 (現行どおり) 7 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役(監査等委員であるものを除く。)がその職務を行う。

現行定款	変更案
(取締役会) 第24条 (省略) 2～3 (省略) 4 取締役会を招集するには、会日より3日前までに、各取締役及び各監査役にその通知を発するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、この期間を短縮することができる。 5～7 (省略)	(取締役会) 第24条 (現行どおり) 2～3 (現行どおり) 4 取締役会を招集するには、会日より3日前までに、各取締役にその通知を発するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、この期間を短縮することができる。 5～7 (現行どおり)
(新設)	(重要な業務執行の決定の委任) 第26条 本会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。
(取締役の責任免除) 第26条 (省略)	(取締役の責任免除) 第27条 (現行どおり)
第5章 監査役及び監査役会	第5章 監査等委員会
(監査役の数) 第27条 本会社に6名以内の監査役を置く。	(削除)
(監査役の選任決議) 第28条 監査役の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(削除)
(監査役の任期) 第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。	(削除)
(常勤監査役) 第30条 監査役会は、その決議により常勤監査役若干名を選定する。	(常勤の監査等委員) 第28条 監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員若干名を選定する。
(監査役会) 第31条 監査役会を招集するには、会日より3日前までに、各監査役にその通知を発するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、この期間を短縮することができる。 2 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。 3 監査役会に関するその他の事項は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会において定める監査役会規則による。	(監査等委員会) 第29条 監査等委員会を招集するには、会日より3日前までに、各監査等委員にその通知を発するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、この期間を短縮することができる。 2 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 3 監査等委員会に関するその他の事項は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

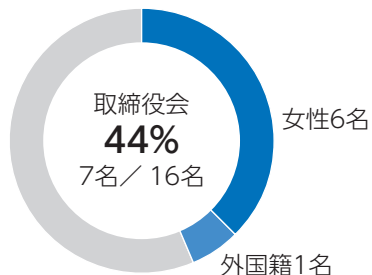
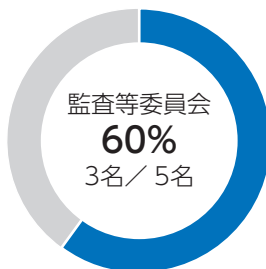
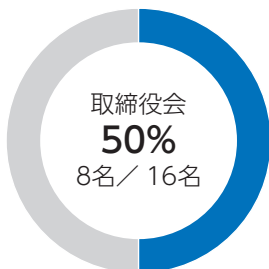
現行定款	変更案
<u>(監査役の実任免除)</u> 第32条 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(削除)
(事業年度) 第33条 (省略)	(事業年度) 第30条 (現行どおり)
(新設)	<u>(剰余金の配当等の決定機関)</u> 第31条 本会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。
(剰余金の配当等) 第34条 (省略)	(剰余金の配当等) 第32条 (現行どおり)
<u>(中間配当)</u> 第35条 本会社は、取締役会の決議により、振替法第151条第1項に基づき、振替機関より通知された毎年9月30日における株主又は当該通知において当該株主の有する株式の質権者として示された者のうち、前条第1項各号に掲げる者に対して、会社法第454条第5項の規定による剰余金の配当（以下「中間配当」という。）をすることができる。 2 (省略)	<u>(中間配当)</u> 第33条 本会社は、振替法第151条第1項に基づき、振替機関より通知された毎年9月30日における株主又は当該通知において当該株主の有する株式の質権者として示された者のうち、前条第1項各号に掲げる者に対して、剰余金の配当（以下「中間配当」という。）をすることができる。 2 (現行どおり)
(新設)	<u>(附則)</u> 第1条 定款第1条及び第2条第1項の変更は、2025年7月1日から効力を生ずるものとする。なお、本条は、定款第1条及び第2条第1項の変更の効力発生をもってこれを削除し、次条を繰り上げるものとする。
(新設)	第2条 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、第40回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

【ご参考】 監査等委員会設置会社への移行

監査等委員会設置会社への移行後のガバナンス体制



取締役の独立性・多様性



独立性

独立社外取締役の割合

多様性

女性取締役及び外国籍の取締役の割合

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）11名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、会社法第332条第7項第1号の規定により、取締役10名全員は定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員会設置会社に移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）11名の選任をお願いしたいと存じます。取締役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案は第2号議案における定款変更の効力発生を条件として、その効力を生じるものといたします。

候補者
番号

1

さわ
澤 だ
田

じゅん
純

性別：男性 69歳
(1955年7月30日生)

再任

所有する当社の株式の数
1,163,900株



取締役在任年数

11年

取締役会 出席回数(比率)

14回/14回(100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1978年 4月	日本電信電話公社入社	
2008年 6月	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	
	取締役 経営企画部長	
2011年 6月	同社 常務取締役 経営企画部長	
2012年 6月	同社 代表取締役副社長 経営企画部長	
2013年 6月	同社 代表取締役副社長	
2014年 6月	当社 代表取締役副社長	
2018年 6月	当社 代表取締役社長	
2020年 6月	当社 代表取締役社長 社長執行役員	
2022年 6月	当社 代表取締役会長	
2024年 6月	当社 取締役会長	(現在に至る)
2025年 6月	株式会社三井住友フィナンシャルグループ 取締役	(2025年6月27日就任予定)

取締役候補者とした理由

澤田純氏は、長年にわたり、国内外で当社グループのグローバル事業・経営企画業務に携わり、グローバルビジネス・経営管理に関する幅広い見識・豊富な経験を有しています。

近年においては、取締役会議長としてガバナンス強化を推進するとともに、財界活動に積極的に活動することにより、当社のみならず日本経済の自立的な発展や諸外国との経済関係の強化等を推進してきました。（2024年6月に名誉大英勲章OBEを受章）

同氏の豊富な経験、高い見識、優れた人格については、当社グループの更なる持続的な成長に資するものと判断し、引き続き取締役候補者としたものです。

候補者
番号

2

しま
島 だ
田

あきら
明

性別：男性 67歳
(1957年12月18日生)

再任

所有する当社の株式の数
828,100株



取締役在任年数

13年

取締役会 出席回数(比率)

14回/14回(100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1981年 4月 日本電信電話公社入社
2007年 6月 当社 経営企画部門担当部長
2007年 7月 西日本電信電話株式会社 財務部長
2009年 7月 東日本電信電話株式会社 総務人事部長
2011年 6月 同社 取締役 総務人事部長
2012年 6月 当社 取締役 総務部門長
2015年 6月 当社 常務取締役 総務部門長
2018年 6月 当社 代表取締役副社長
2020年 6月 当社 代表取締役副社長 副社長執行役員
2022年 6月 当社 代表取締役社長 社長執行役員

(現在に至る)

取締役候補者とした理由

島田明氏は、長年にわたり、国内外で当社グループの事業戦略やグループ全体の人事・財務・法務の業務に携わるなど、幅広い見識・豊富な経験を有しております。

近年においては、トップとして中期経営戦略を策定・推進するとともに、新たな人事制度の改革やグローバルビジネス拡大に向けた海外事業の再編を主導するなど、当社グループ経営をリードしてきました。

同氏の豊富な経験、高い見識、優れた人格については、当社グループの更なる持続的な成長に資するものと判断し、引き続き取締役候補者としたものです。

候補者
番号

3

ひろ
廣 い
井

たか
孝 し
史

性別：男性 62歳
(1963年2月13日生)

再任

所有する当社の株式の数
397,300株



過去の取締役在任期間を
含めた通算年数

8年

取締役会 出席回数(比率)

14回/14回(100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年 4月 当社入社
2005年 5月 当社 中期経営戦略推進室担当部長
2008年 6月 当社 新ビジネス推進室担当部長
2009年 7月 当社 経営企画部門担当部長
2014年 6月 当社 財務部門長
2015年 6月 当社 取締役 財務部門長
2020年 6月 株式会社NTTドコモ 取締役常務執行役員 財務部長
2020年12月 同社 代表取締役副社長
2022年 6月 当社 代表取締役副社長 副社長執行役員

(現在に至る)

取締役候補者とした理由

廣井孝史氏は、長年にわたり、経営管理・財務を中心とした事業戦略全般および財務の責任者を担うなど、経営者として幅広い見識・豊富な経験を有しています。

近年においては、中期経営戦略を策定・推進するとともに、当社グループの成長に向けた投資の拡大によるキャッシュ創出力の強化や人的資本経営の推進を牽引するなど、当社グループ経営をリードしてきました。

同氏の豊富な経験、高い見識、優れた人格については、当社グループの更なる持続的な成長に資するものと判断し、引き続き取締役候補者としたものです。

候補者
番号

4

ほし
星 野り あき
理 彰性別：男性 59歳
(1966年3月11日生)

新任

所有する当社の株式の数
435,900株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1990年 4月 当社入社
2005年 7月 当社 中期経営戦略推進室担当部長
2007年 7月 東日本電信電話株式会社 ネットワーク事業推進本部
研究開発センタ担当部長
2010年 7月 同社 ネットワーク事業推進本部 設備部担当部長
2014年 7月 同社 東京事業部 東京南支店長
2016年 6月 同社 経営企画部担当部長
2018年 6月 同社 取締役 ネットワーク事業推進本部 設備企画部長
2021年 6月 同社 取締役執行役員 ネットワーク事業推進本部長
2022年 6月 同社 代表取締役副社長 副社長執行役員 (2025年6月16日退任予定)

取締役候補者とした理由

星野理彰氏は、長年にわたり、ネットワークの高度化をはじめとした設備戦略業務に携わるとともにグループ会社において代表取締役副社長を務めるなど、経営者として幅広い見識・豊富な経験を有しています。

近年においては、通信技術や設備を活かした分散型ネットワーク社会の実現を推進するとともに、地域との共創による持続可能な循環型社会の実現に向けた取り組みをリードしてきました。

同氏の豊富な経験、高い見識、優れた人格については、当社グループの更なる持続的な成長に資するものと判断し、新たに取締役候補者としたものです。

候補者
番号

5

おお にし さ ち こ
大 西 佐 知 子性別：女性 58歳
(1966年12月17日生)
※戸籍上の氏名は飯島 佐知子

再任

所有する当社の株式の数
96,000株

取締役在任年数

1年

取締役会 出席回数(比率)

11回/11回(100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1989年 4月 当社入社
2012年 7月 東日本電信電話株式会社 ビジネス開発本部担当部長
2014年 7月 エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社
スタジアムWi-Fi推進室長
2016年 7月 当社 新ビジネス推進室担当部長
2020年 6月 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 取締役
ビジネスソリューション本部 第三ビジネスソリューション部長
2021年 6月 同社 執行役員 ビジネスソリューション本部
第三ビジネスソリューション部長
2023年 6月 当社 常務執行役員 研究開発マーケティング本部長
2024年 6月 当社 常務取締役 常務執行役員
研究開発マーケティング本部長 (現在に至る)

取締役候補者とした理由

大西佐知子氏は、長年にわたり、新規事業創出の戦略の策定・推進に携わるなど、新規ビジネス・マーケティング分野における幅広い見識・豊富な経験を有しています。

近年においては、お客さま体験(CX)の高度化を目的としたグローバルレベルでの共創による研究開発とマーケティングとの融合による新たな価値創造に向けて、さまざまなパートナーとのアライアンスや新規ビジネスの創出を牽引しています。

同氏の豊富な経験、高い見識、優れた人格については、当社グループの更なる持続的な成長に資するものと判断し、引き続き取締役候補者としたものです。

候補者
番号

6

パトリチオ マペッリ
Patrizio Mapelli

性別：男性 70歳
(1955年3月17日生)

新任

外国籍

所有する当社の株式の数
0株



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1982年 9月 Olivetti 入社
1995年 7月 Ernst & Young Senior Partner
2000年 7月 A. T. Kearney Vice President
2002年10月 Value Partners S.p.A. Senior Partner
2002年10月 Value Team S.p.A. CEO (現 NTT DATA Italia S.p.A.)
2013年 1月 NTT DATA EMEA LTD. CEO
2018年 4月 NTT DATA Italia S.p.A. Chairman of the Board
2020年 6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
(現 株式会社NTTデータグループ) 取締役
(2025年6月16日退任予定)
2021年 9月 NTT DATA Europe & Latam, S.L.U. Director of the Board
2022年10月 株式会社NTT DATA, Inc. 取締役 (2025年6月11日退任予定)

取締役候補者とした理由

Patrizio Mapelli氏は、長年にわたり、Value Team S.p.A.およびNTT DATA EMEA LTD.のCEOを務めるなど、欧州を中心とした海外市場におけるITコンサルティング、システム開発等における豊富な経営経験、実績を有しています。

近年においては、株式会社NTTデータグループおよび株式会社NTT DATA, Inc.の取締役として、グローバル事業強化に向けた事業推進および業務執行の監督等の役割を果たしてきました。

同氏の豊富な経験、高い見識、優れた人格については、当社グループの更なる持続的な成長に資するものと判断し、新たに取締役候補者としたものです。

(注) 当社とPatrizio Mapelli氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

候補者
番号

7

さかむら
坂村けん
健性別：男性 73歳
(1951年7月25日生)

再任

社外

独立

所有する当社の株式の数
66,300株

社外取締役在任年数

6年

取締役会 出席回数(比率)

14回/14回(100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2000年 4月	東京大学大学院 教授 (情報学環・学際情報学府)	
2002年 1月	YRPユビキタス・ネットワークワーキング研究所 所長	(現在に至る)
2009年 4月	東京大学大学院 情報学環 ユビキタス情報社会基盤研究センター長	
2014年10月	一般社団法人オープン&ビッグデータ活用・ 地方創生推進機構 理事長 (現 一般社団法人デジタル地方創生推進機構)	(現在に至る)
2017年 4月	東洋大学 情報連携学部 教授 学部長	(2024年3月31日退任)
2017年 4月	同 学術実業連携機構 機構長	(現在に至る)
2017年 6月	東京大学 名誉教授	(現在に至る)
2019年 6月	当社 取締役	(現在に至る)
2019年 8月	一般社団法人IoTサービス連携協議会 理事長	(現在に至る)

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

坂村健氏は、TRONプロジェクトの発足をはじめとして、世界の研究者・技術者による最先端のプロジェクトをリードするとともに、オープンデータ公開を推進することにより、ビッグデータ利活用による新たなビジネス創出を推進しています。また、大学とビジネスとの連携を促進するなど、広範な分野における学術研究の発展やその社会実装に寄与しています。

2019年6月の当社取締役就任後は、独立した客観的な立場から、主に研究開発、デジタルトランスフォーメーション(DX)推進のほか、出資案件の業界・技術動向などに関する助言を行っており、重要な役割を果たしています。豊富な経験を有し、人格、見識ともに優れていることから、業務執行の監督機能強化への貢献および幅広い経営的視点からの助言を期待し、引き続き取締役候補者としたものです。

独立性に係る事項

坂村健氏が教授を務めておりました東京大学および機構長を務めております東洋大学と、当社および主要子会社との間では、下表のとおり取引および寄付の関係がございますが、いずれも当社が上場している東京証券取引所の定める独立性基準および当社が定める独立役員の独立性判断基準^(※)を満たしております。

取引先	内容	比較対象	金額規模
同氏が教授を務めていた 東京大学	取引合計額	当社および主要子会社の年間 営業収益合計額との比較	1%未満
		同大学の年間総収入との比較	1%未満
	寄付合計額	同大学の年間総収入との比較	1%未満
同氏が機構長を務めてい る東洋大学	取引合計額	当社および主要子会社の年間 営業収益合計額との比較	1%未満
		同大学の年間総収入との比較	1%未満
	寄付合計額	—	年間1,000万円以下

※当社が定める独立役員の独立性判断基準につきましては、83頁をご参照ください。

- (注) 1. 坂村健氏は、社外取締役候補者であります。
なお、坂村健氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の社外取締役候補者とした理由に記載のとおり、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。
2. 坂村健氏は、上記の独立性に係る事項に記載のとおり、当社が上場している東京証券取引所の定める独立性基準および当社が定める独立役員の独立性判断基準に照らしても、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。当社は坂村健氏の選任が承認された場合、引き続き坂村健氏を独立役員とする予定であります。
3. 当社と坂村健氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。坂村健氏の選任が承認された場合、当社は坂村健氏との当該契約を継続する予定であります。

候補者
番号

8

うちなが
内永ゆか子

性別：女性 78歳
(1946年7月5日生)

再任

社外
独立

所有する当社の株式の数
44,800株



社外取締役在任年数
3年

取締役会 出席回数(比率)
14回/14回(100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1971年	7月	日本アイ・ビー・エム株式会社	入社	
2004年	4月	同社	取締役専務執行役員	
2007年	4月	同社	技術顧問	(2008年3月31日退任)
2007年	4月	特定非営利活動法人ジャパン・ウィメンズ・イノベティブ・ネットワーク	理事長	(2022年7月1日退任)
2008年	4月	ベルリッツコーポレーション	代表取締役会長兼社長兼CEO	
2009年	10月	株式会社ベネッセホールディングス	取締役副社長	(2013年6月22日退任)
2013年	4月	ベルリッツコーポレーション	名誉会長	(2013年6月22日退任)
2013年	9月	株式会社グローバリゼーションリサーチ	インスチチュート 代表取締役社長	(現在に至る)
2021年	6月	新東工業株式会社	取締役	(現在に至る)
2022年	6月	当社	取締役	(現在に至る)
2022年	7月	特定非営利活動法人ジャパン・ウィメンズ・イノベティブ・ネットワーク	会長理事	(2024年3月31日退任)
2024年	4月	同	ファウンダー 名誉会長	(現在に至る)

社外取締役候補者としての理由および期待される役割の概要

内永ゆか子氏は、日本アイ・ビー・エム株式会社において、経営や開発における豊富な経験
を有しているとともに、ベルリッツコーポレーション代表取締役会長兼社長兼CEOとしてグロ
ーバル体制の整備やビジネスモデル変革を推進しました。また、特定非営利活動法人ジャパ
ン・ウィメンズ・イノベティブ・ネットワークを設立し、理事長・会長理事を歴任するな
ど、日本社会へのダイバーシティ&インクルージョン（D&I）の浸透や理解促進に向けた活動
に携わってきました。

2022年6月の当社取締役就任後は、独立した客観的な立場から、主にグローバル戦略や人材
戦略などに関する助言を行っており、重要な役割を果たしています。豊富な経験を有し、人
格、見識ともに優れていることから、業務執行の監督機能強化への貢献および幅広い経営的視
点からの助言を期待し、引き続き取締役候補者としたものです。

独立性に係る事項

内永ゆか子氏が取締役専務執行役員を務めておりました日本アイ・ビー・エム株式会社およ
び代表取締役社長を務めております株式会社グローバリゼーションリサーチインスチチュート
と、当社および主要子会社との間では、下表のとおり取引の関係がございますが、いずれも当
社が上場している東京証券取引所の定める独立性基準および当社が定める独立役員の独立性判
断基準^(※)を満たしております。

取引先	内容	比較対象	金額規模
同氏が取締役専務執行役員を務 めていた日本アイ・ビー・エム 株式会社	取引合計額	当社および主要子会社の 年間営業収益合計額との比較	1%未満
		同社の年間売上高との比較	2%未満
同氏が代表取締役社長を務めてい る株式会社グローバリゼーション リサーチインスチチュート	取引合計額	当社および主要子会社の 年間営業収益合計額との比較	1%未満
		同社の年間売上高との比較	1%未満

※当社が定める独立役員の独立性判断基準につきましては、83頁をご参照ください。

- (注) 1. 内永ゆか子氏は、社外取締役候補者であります。
2. 内永ゆか子氏は、上記の独立性に係る事項に記載のとおり、当社が上場している東京証券取引所の定める独立性基準および当社が定める独立役員の独立性判断基準に照らしても、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。当社は内永ゆか子氏の選任が承認された場合、内永ゆか子氏を独立役員とする予定であります。
3. 当社と内永ゆか子氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。内永ゆか子氏の選任が承認された場合、当社は内永ゆか子氏との当該契約を継続する予定であります。

候補者
番号

9

わた なべ こう いち ろう
渡 邊 光 一 郎性別：男性 72歳
(1953年4月16日生)

再任

社外
独立所有する当社の株式の数
59,800株

社外取締役在任年数

3年

取締役会 出席回数(比率)

14回/14回(100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1976年 4月	第一生命保険相互会社	入社	
2010年 4月	第一生命保険株式会社	代表取締役社長	
2016年 10月	第一生命ホールディングス株式会社	代表取締役社長	
2016年 10月	第一生命保険株式会社	代表取締役社長 (国内生命保険事業を継承した新会社)	
2017年 4月	第一生命ホールディングス株式会社	代表取締役会長	
2017年 4月	第一生命保険株式会社	代表取締役会長	
2020年 6月	第一生命ホールディングス株式会社	取締役会長	(2023年3月31日退任)
2020年 6月	第一生命保険株式会社	取締役会長	(2023年3月31日退任)
2022年 6月	当社	取締役	(現在に至る)
2023年 4月	第一生命ホールディングス株式会社	取締役	(2023年6月26日退任)
2023年 4月	第一生命保険株式会社	特別顧問	(現在に至る)
2024年 6月	株式会社オリエンタルランド	取締役	(現在に至る)

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

渡邊光一郎氏は、第一生命ホールディングス株式会社および同グループ会社代表取締役社長として経営全般を担うとともに、「相互会社から株式会社への組織変更」や「東京証券取引所市場第一部(当時)への上場」など、第一生命グループの成長に向けた改革を牽引しました。

2022年6月の当社取締役就任後は、独立した客観的な立場から、主に資本政策、マーケティングのほか、リスク管理などに関する助言を行っており、重要な役割を果たしています。豊富な経験を有し、人格、見識ともに優れていることから、業務執行の監督機能強化への貢献および幅広い経営的視点からの助言を期待し、引き続き取締役候補者としたものです。

独立性に係る事項

渡邊光一郎氏が取締役会長を務めておりました第一生命保険株式会社および取締役を務めておりました第一生命ホールディングス株式会社と、当社および主要子会社との間では、下表のとおり取引の関係がございますが、当社が上場している東京証券取引所の定める独立性基準および当社が定める独立役員の独立性判断基準^(※)を満たしております。

取引先	内容	比較対象	金額規模
同氏が取締役会長を務めていた第一生命保険株式会社	取引合計額	当社および主要子会社の年間営業収益合計額との比較	1%未満
		同社の年間売上高との比較	1%未満
同氏が取締役を務めていた第一生命ホールディングス株式会社	取引合計額	当社および主要子会社の年間営業収益合計額との比較	1%未満
		同社の年間売上高との比較	1%未満

※当社が定める独立役員の独立性判断基準につきましては、83頁をご参照ください。

(注) 1. 渡邊光一郎氏は、社外取締役候補者であります。

2. 渡邊光一郎氏は、上記の独立性に係る事項に記載のとおり、当社が上場している東京証券取引所の定める独立性基準および当社が定める独立役員の独立性判断基準に照らしても、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。当社は渡邊光一郎氏の選任が承認された場合、渡邊光一郎氏を独立役員とする予定であります。

3. 当社と渡邊光一郎氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。渡邊光一郎氏の選任が承認された場合、当社は渡邊光一郎氏との当該契約を継続する予定であります。

候補者
番号

10

えん どう
遠 藤

のり こ
典 子

性別：女性 57歳
(1968年5月6日生)
※戸籍上の氏名は辻廣 典子

再任

社外

独立

所有する当社の株式の数
64,100株



社外取締役在任年数

3年

取締役会 出席回数(比率)

14回/14回(100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1994年 6月	株式会社ダイヤモンド社	入社	
2006年 3月	株式会社ダイヤモンド社		
	週刊ダイヤモンド副編集長		(2013年12月31日退職)
2015年 4月	慶應義塾大学	特任教授	(2025年3月31日退任)
2016年 6月	株式会社NTTドコモ	取締役	(2022年6月21日退任)
2018年 7月	株式会社アインホールディングス	取締役	(現在に至る)
2019年 6月	阪急阪神ホールディングス株式会社	取締役	(現在に至る)
2021年 6月	ジャパンエレベーターサービスホールディングス株式会社	取締役	(現在に至る)
2022年 6月	当社	取締役	(現在に至る)
2024年 4月	早稲田大学	研究院 教授	(現在に至る)

社外取締役候補者としての理由および期待される役割の概要

遠藤典子氏は、経済誌執筆編集活動や、大学における研究プロジェクト等を通じ、経営戦略、公共政策（エネルギー・経済安全保障分野など）に精通しており、また、企業の社外役員の経歴を通じて培った知識・経験を有しています。

2022年6月の当社取締役就任後は、独立した客観的な立場から、主にグループ運営、ガバナンス強化のほか、公共政策などに関する助言を行っており、重要な役割を果たしています。豊富な経験を有し、人格、見識ともに優れていることから、業務執行の監督機能強化への貢献および幅広い経営的視点からの助言を期待し、引き続き取締役候補者としたものです。

独立性に係る事項

遠藤典子氏が所属しておりました株式会社ダイヤモンド社、特任教授を務めておりました慶應義塾大学および教授を務めております早稲田大学と、当社および主要子会社との間では、下表のとおり取引および寄付の関係がございますが、当社が上場している東京証券取引所の定める独立性基準および当社が定める独立役員の独立性判断基準^(※)を満たしております。

取引先	内容	比較対象	金額規模
同氏が所属していた株式会社ダイヤモンド社	取引合計額	当社および主要子会社の年間営業収益合計額との比較	1%未満
		同社の年間売上高との比較	1%未満
同氏が特任教授を務めていた慶應義塾大学	取引合計額	当社および主要子会社の年間営業収益合計額との比較	1%未満
		同大学の年間総収入との比較	1%未満
	寄付合計額	—	年間1,000万円以下
同氏が教授を務めている早稲田大学	取引合計額	当社および主要子会社の年間営業収益合計額との比較	1%未満
		同大学の年間総収入との比較	1%未満
	寄付合計額	—	年間1,000万円以下

※当社が定める独立役員の独立性判断基準につきましては、83頁をご参照ください。

- (注) 1. 遠藤典子氏は、社外取締役候補者であります。
- なお、遠藤典子氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の社外取締役候補者としての理由に記載のとおり、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。
2. 遠藤典子氏は、上記の独立性に係る事項に記載のとおり、当社が上場している東京証券取引所の定める独立性基準および当社が定める独立役員の独立性判断基準に照らしても、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。当社は遠藤典子氏の選任が承認された場合、遠藤典子氏を独立役員とする予定であります。
3. 当社と遠藤典子氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。遠藤典子氏の選任が承認された場合、当社は遠藤典子氏との当該契約を継続する予定であります。
4. 遠藤典子氏は、過去に当社の子会社である株式会社NTTドコモの業務執行者でない役員（社外取締役）であったことがあります。

候補者
番号

11

たけ い な つ こ
武 井 奈 津 子性別：女性 64歳
(1961年2月10日生)

再任

社外
独立所有する当社の株式の数
5,200株

社外取締役在任年数

1年

取締役会 出席回数(比率)

11回/11回(100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年 4月 ソニー株式会社（現ソニーグループ株式会社）入社
2013年 6月 同社 業務執行役員SVP 法務部門長
2013年 8月 同社 業務執行役員SVP 法務部門長・コンプライアンス部門長
2019年 4月 同社 執行役員 法務・コンプライアンス・プライバシー部
シニアゼネラルマネジャー
2020年 4月 同社 執行役員 法務部シニアゼネラルマネジャー
2021年 6月 同社 常務 法務部シニアゼネラルマネジャー（2023年3月31日退任）
2023年 6月 東京地下鉄株式会社 取締役（現在に至る）
2023年 6月 株式会社TBSホールディングス 取締役（現在に至る）
2024年 6月 当社 取締役（現在に至る）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

武井奈津子氏は、長年にわたり、ソニーグループ株式会社（旧ソニー株式会社）において、国内外の買収や提携案件、新規領域の探索等を法務面から支えるとともに、適正なグループ経営の確保や健全な事業活動の根幹となる企業風土の醸成等に向けた体制の構築など、長年にわたり法務・コンプライアンスの責任者として牽引してきました。

2024年6月の当社取締役就任後は、独立した客観的な立場から、主にガバナンス強化、リスク管理のほか、コンプライアンスなどに関する助言を行っており、重要な役割を果たしています。豊富な経験を有し、人格、見識ともに優れていることから、業務執行の監督機能強化への貢献および幅広い経営的視点からの助言を期待し、引き続き取締役候補者としたものです。

独立性に係る事項

武井奈津子氏が常務を務めておりましたソニーグループ株式会社と、当社および主要子会社との間では、下表のとおり取引の関係がございますが、いずれも当社が上場している東京証券取引所の定める独立性基準および当社が定める独立役員の独立性判断基準^(※)を満たしております。

取引先	内容	比較対象	金額規模
同氏が常務を務めていた ソニーグループ株式会社	取引合計額	当社および主要子会社の 年間営業収益合計額との比較	1%未満
		同社の年間売上高との比較	1%未満

※当社が定める独立役員の独立性判断基準につきましては、83頁をご参照ください。

(注) 1. 武井奈津子氏は、社外取締役候補者であります。

2. 武井奈津子氏は、上記の独立性に係る事項に記載のとおり、当社が上場している東京証券取引所の定める独立性基準および当社が定める独立役員の独立性判断基準に照らしても、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。当社は武井奈津子氏の選任が承認された場合、武井奈津子氏を独立役員とする予定であります。

3. 当社と武井奈津子氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。武井奈津子氏の選任が承認された場合、当社は武井奈津子氏との当該契約を継続する予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、会社法第336条第4項第2号の規定により、監査役5名全員は定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

なお、本議案は第2号議案における定款変更の効力発生を条件として、その効力を生じるものいたします。

候補者
番号

1

やなぎ
柳

けい いち ろう
圭 一 郎

性別：男性 64歳
(1960年8月16日生)
※戸籍上の表記は柳 圭一郎

新任

所有する当社の株式の数
19,900株



監査役在任年数
3年

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年 4月	日本電信電話公社	入社	
2009年 4月	NTTデータジェトロニクス株式会社		
	(現 NTTデータリアルウィーブ株式会社)	代表取締役社長	
2012年 6月	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ		
	(現 株式会社NTTデータグループ)	総務部長	
2013年 7月	同社	執行役員 第二金融事業本部長	
2016年 6月	同社	取締役常務執行役員 総務部長 人事部長兼務	
2017年 7月	同社	取締役常務執行役員 人事本部長 総務部長兼務	
2018年 6月	同社	代表取締役副社長執行役員 人事本部長兼務	
2020年 6月	同社	顧問	
2020年 6月	株式会社NTTデータ経営研究所	代表取締役社長	
2022年 6月	当社	常勤監査役	(現在に至る)

監査等委員である取締役候補者とした理由

柳圭一郎氏は、長年にわたり、当社グループ会社において、金融分野のIT事業に加え、人事・総務等のコーポレート業務に携わるなど、豊富な業務経験とグループ経営に関する深い知見を有しております。

2022年6月の当社監査役就任後は、監査業務を通じ、幅広い領域におけるリスク管理やグローバルガバナンスの強化に向けた提言を行うなど、当社グループの健全な経営発展と社会的信頼の向上に努めています。

同氏の豊富な経験、高い見識、優れた人格については、業務執行に対する適切な監督、および中立的な立場からの監査を実施できると判断し、監査等委員である取締役候補者としたものです。

(注) 当社と柳圭一郎氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。柳圭一郎氏の選任が承認された場合、当社は柳圭一郎氏と当該契約と同様の内容の契約を締結する予定であります。

候補者
番号

2

たか
高 はし
橋か
香 なえ
苗性別：女性 61歳
(1963年7月17日生)

新任

所有する当社の株式の数
220,500株監査役在任年数
5年

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1987年 4月 当社入社
2013年 7月 当社 総務部門 内部統制室 次長
2014年 6月 当社 総務部門 内部統制室長
2016年 6月 東日本電信電話株式会社 取締役 神奈川事業部長
神奈川事業部神奈川支店長兼務
2016年 6月 株式会社NTT東日本ー南関東 取締役 神奈川事業部長
神奈川事業部神奈川支店長兼務
2019年 6月 エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社
常務取締役 経営企画部長 NW設備事業部長兼務
2020年 6月 当社 常勤監査役 (現在に至る)
2020年 6月 NTT株式会社 (現 株式会社NTT DATA, Inc.) 監査役
(2025年6月11日退任予定)

監査等委員である取締役候補者とした理由

高橋香苗氏は、長年にわたり、当社グループ会社において、ネットワーク高度化をはじめとした設備戦略業務や経営企画等のコーポレート業務に携わるなど、豊富な業務経験とグループ経営に関する深い知見を有しております。

2020年6月の当社監査役就任後は、監査業務を通じ、グループガバナンスの強化やネットワークの強靱化に向けた提言を行うなど、当社グループの健全な経営発展と社会的信頼の向上に努めています。

同氏の豊富な経験、高い見識、優れた人格については、業務執行に対する適切な監督、および中立的な立場からの監査を実施できると判断し、監査等委員である取締役候補者としたものです。

(注) 当社と高橋香苗氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。高橋香苗氏の選任が承認された場合、当社は高橋香苗氏と当該契約と同様の内容の契約を締結する予定であります。

候補者
番号

3

こし
腰山けん
すけ
謙介性別：男性 65歳
(1960年6月17日生)

新任

社外
独立所有する当社の株式の数
0株監査役在任年数
3年

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年 4月 会計検査院 入庁
 2016年12月 同 事務総長官房総括審議官
 2017年 4月 同 第2局長
 2018年 4月 同 事務総局次長
 2018年12月 同 事務総長 (2021年12月31日退職)
 2022年 6月 当社 常勤監査役 (現在に至る)

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

腰山謙介氏は、長年にわたり、会計検査院において、農林水産省、国土交通省、政府系金融機関等の会計検査などに加え、国際的な外部機関への出向を経験の上、事務総局次長、事務総長を歴任するなど、豊富な経験と幅広い知見を有しています。

2022年6月の当社監査役就任後は、監査業務を通じ、主にコーポレート・ガバナンスやコンプライアンスの観点において、業務の適正を確保するための体制および不正不祥事の防止に向けた助言を行うなど、当社グループの健全な経営発展と社会的信頼の向上に努めています。

豊富な経験を有し、人格、見識ともに優れていることから、業務執行に対する適切な監督、および中立的な立場からの監査を期待し、監査等委員である社外取締役候補者としたものです。

独立性に係る事項

腰山謙介氏が事務総長を務めておりました会計検査院と、当社および主要子会社との間では、下表のとおり取引の関係がございますが、当社が上場している東京証券取引所の定める独立性基準および当社が定める独立役員の独立性判断基準^(※)を満たしております。

取引先	内容	比較対象	金額規模
同氏が事務総長を務めていた会計検査院	取引合計額	当社および主要子会社の年間営業収益合計額との比較	1%未満

※当社が定める独立役員の独立性判断基準につきましては、83頁をご参照ください。

(注) 1. 腰山謙介氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。

なお、腰山謙介氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の監査等委員である社外取締役候補者とした理由に記載のとおり、監査等委員である社外取締役候補者としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

2. 腰山謙介氏は、上記の独立性に係る事項に記載のとおり、当社が上場している東京証券取引所の定める独立性基準および当社が定める独立役員の独立性判断基準に照らしても、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。当社は腰山謙介氏の選任が承認された場合、腰山謙介氏を独立役員とする予定であります。

3. 当社と腰山謙介氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。腰山謙介氏の選任が承認された場合、当社は腰山謙介氏と当該契約と同様の内容の契約を締結する予定であります。

候補者
番号

4

かん だ
神 田ひで き
秀 樹性別：男性 71歳
(1953年9月24日生)

新任

社外

独立

所有する当社の株式の数
0株監査役在任年数
6年

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1977年	4月	東京大学	法学部助手	
1980年	4月	学習院大学	法学部講師	
1982年	4月	同	助教授	
1988年	4月	東京大学	法学部助教授	
1991年	4月	同大学院	法学政治学研究科助教授	
1993年	5月	同	法学政治学研究科教授	(2016年3月31日退任)
2016年	4月	学習院大学大学院	法務研究科教授	(2024年3月31日退任)
2016年	6月	東京大学	名誉教授	(現在に至る)
2017年	6月	三井住友信託銀行株式会社	取締役	(現在に至る)
2019年	6月	当社	監査役	(現在に至る)

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

神田秀樹氏は、長年にわたり、大学教授として、会社法、金融商品取引法をはじめとした法学研究や、法と経済の分野において卓越した業績を上げるとともに、日本の法規制のあり方を主導するなど、豊富な経験と幅広い知見を有しています。

2019年6月の当社監査役就任後は、監査業務を通じ、主にコーポレート・ガバナンス等の観点において、会社法やコーポレートガバナンス・コード等を踏まえた適正な業務遂行に資する情報の提供や助言を行うなど、当社グループの健全な経営発展と社会的信頼の向上に努めています。

豊富な経験を有し、人格、見識ともに優れていることから、業務執行に対する適切な監督、および中立的な立場からの監査を期待し、監査等委員である社外取締役候補者としたものです。

独立性に係る事項

神田秀樹氏が教授を務めておりました東京大学および学習院大学と、当社および主要子会社との間では、下表のとおり取引および寄付の関係がございますが、いずれも当社が上場している東京証券取引所の定める独立性基準および当社が定める独立役員の独立性判断基準^(※)を満たしております。

取引先	内容	比較対象	金額規模
同氏が教授を務めていた 東京大学	取引合計額	当社および主要子会社の年間 営業収益合計額との比較	1%未満
		同大学の年間総収入との比較	1%未満
同氏が教授を務めていた 学習院大学	取引合計額	当社および主要子会社の年間 営業収益合計額との比較	1%未満
		同大学の年間総収入との比較	1%未満

※当社が定める独立役員の独立性判断基準につきましては、83頁をご参照ください。

- (注) 1. 神田秀樹氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
- なお、神田秀樹氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の監査等委員である社外取締役候補者とした理由に記載のとおり、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。
2. 神田秀樹氏は、上記の独立性に係る事項に記載のとおり、当社が上場している東京証券取引所の定める独立性基準および当社が定める独立役員の独立判断基準に照らしても、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として指定し、同証券取引所へ届け出ております。当社は神田秀樹氏の選任が承認された場合、神田秀樹氏を独立役員とする予定であります。
3. 当社と神田秀樹氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。神田秀樹氏の選任が承認された場合、当社は神田秀樹氏と当該契約と同様の内容の契約を締結する予定であります。

候補者
番号

5

か しま
鹿 島 か お る

性別：女性 67歳
(1958年1月20日生)
※戸籍上の氏名は田谷 かおる

新任

社外

独立

所有する当社の株式の数
0株



監査役在任年数
6年

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1981年11月 昭和監査法人（現 E Y新日本有限責任監査法人）入社
1985年 4月 公認会計士登録（現在に至る）
1996年 6月 太田昭和監査法人（現 E Y新日本有限責任監査法人） パートナー
2002年 6月 新日本監査法人（現 E Y新日本有限責任監査法人） シニアパートナー
2006年 7月 同 人材開発本部人事担当
2010年 9月 新日本有限責任監査法人（現 E Y新日本有限責任監査法人） 常務理事
コーポレートカルチャー推進室、広報室担当
2012年 7月 同 常務理事 ナレッジ本部長
2013年 7月 E Y総合研究所株式会社 代表取締役
2019年 6月 当社 監査役（現在に至る）
2020年 3月 キリンホールディングス株式会社 監査役（現在に至る）
2021年 6月 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
（現 三井住友トラストグループ株式会社） 取締役（現在に至る）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

鹿島かおる氏は、長年にわたり、E Y新日本有限責任監査法人において、公認会計士として法定監査、財務デューデリジェンスなどに携わることに加え、企業経営者として経営、人事、コーポレートカルチャー、広報、女性活躍推進など、豊富な経験と幅広い知見を有しています。

2019年6月の当社監査役就任後は、監査業務を通じ、主に会計監査、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンス、ダイバーシティ推進などのサステナビリティ推進に向けた助言を行うなど、当社グループの健全な経営発展と社会的信頼の向上に努めています。

豊富な経験を有し、人格、見識ともに優れていることから、業務執行に対する適切な監督、および中立的な立場からの監査を期待し、監査等委員である社外取締役候補者としたものです。

独立性に係る事項

鹿島かおる氏が所属しておりましたE Y新日本有限責任監査法人と、当社および主要子会社との間では、下表のとおり取引の関係がございますが、当社が上場している東京証券取引所の定める独立性基準および当社が定める独立役員の独立性判断基準^(※)を満たしております。

取引先	内容	比較対象	金額規模
同氏が所属していた E Y新日本有限責任 監査法人	取引合計額	当社および主要子会社の年間 営業収益合計額との比較	1%未満
		同法人の年間総収入との比較	1%未満

※当社が定める独立役員の独立性判断基準につきましては、83頁をご参照ください。

- (注) 1. 鹿島かおる氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
2. 鹿島かおる氏は、上記の独立性に係る事項に記載のとおり、当社が上場している東京証券取引所の定める独立性基準および当社が定める独立役員の独立性判断基準に照らしても、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として指定し、同証券取引所へ届け出ております。当社は鹿島かおる氏の選任が承認された場合、鹿島かおる氏を独立役員とする予定であります。
3. 当社と鹿島かおる氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。鹿島かおる氏の選任が承認された場合、当社は鹿島かおる氏と当該契約と同様の内容の契約を締結する予定であります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である社外取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。補欠の監査等委員である社外取締役候補者は次のとおりであります。

補欠の監査等委員である社外取締役候補者は、当社が上場している東京証券取引所の定める独立性基準および当社が定める独立役員の独立性判断基準を満たすとともに、東京証券取引所に独立役員として届け出ています。当社が定める独立役員の独立性判断基準は83頁をご参照ください。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ています。

なお、本議案は第2号議案における定款変更の効力発生を条件として、その効力を生じるものといたします。

たけい
武井奈津子

性別：女性 64歳
(1961年2月10日生)

社外

独立

所有する当社の株式の数
5,200株



補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

武井奈津子氏は、長年にわたり、ソニーグループ株式会社（旧ソニー株式会社）において、国内外の買収や提携案件、新規領域の探索等を法務面から支えるとともに、適正なグループ経営の確保や健全な事業活動の根幹となる企業風土の醸成等に向けた体制の構築など、長年にわたり法務・コンプライアンスの責任者として牽引してきました。

2024年6月の当社取締役就任後は、独立した客観的な立場から、主にガバナンス強化、リスク管理のほか、コンプライアンスなどに関する助言を行っており、重要な役割を果たしています。豊富な経験を有し、人格、見識ともに優れていることから、業務執行に対する適切な監督、および中立的な立場からの監査を期待し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者としたものです。

- (注) 1. 武井奈津子氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。同氏の略歴その他株主総会参考書類記載事項については、24頁もご参照ください。
2. 武井奈津子氏は、本総会の決議事項第2号議案および第3号議案が原案通り承認可決された場合、監査等委員でない取締役に就任予定ですが、監査等委員である取締役に法令に定める員数を欠くことになる場合、監査等委員でない取締役に辞任し、監査等委員である取締役に就任する予定です。
3. 当社と武井奈津子氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。監査等委員である社外取締役に就任した場合は、当社は武井奈津子氏と当該契約を継続する予定であります。

取締役（候補者を含む）が有するスキル

NTTグループ中期経営戦略の実現に向け、特に必要である分野を、①経営管理、②マーケティング・グローバルビジネス、③IT・DX・研究開発、④法務・リスクマネジメント・公共政策、⑤HR、⑥財務・ファイナンスの分野と定義し、各分野における経験・スキルを有する人材を取締役に選任しております。サステナビリティについては、中期経営戦略の「New value creation & Sustainability 2027 powered by IOWN」で掲げている通り、戦略の核と位置付けています。そのため、サステナビリティは取締役全員が備え、発揮すべき重要なスキルとしています。

- (注) 1. 当社は取締役・監査役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、被保険者が会社役員などの地位に基づいて行った行為(不作為を含む)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用などを補償することとしています。ただし、被保険者自身が贈収賄等の犯罪行為や意図的に違法行為を行ったことに起因して被保険者が被る損害等については補償対象外とすることにより、役員などの職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。
2. CEO:Chief Executive Officer, CFO: Chief Financial Officer, CDAO:Chief Digital and AI Officer, CISO: Chief Information Security Officer, CCXO:Chief Customer Experience Officer, Co-CAIO: Co-Chief Artificial Intelligence Officer

候補者番号			氏名	年齢	性別	現在の地位・担当			
取締役 (監査等委員であるものを除く)	第3号議案	1	さわ だ じゅん 澤 田 純	69歳	男性	取締役会長	再任		
		2	しま だ あきら 島 田 明	67歳	男性	代表取締役社長・社長執行役員 CEO	再任		
		3	ひろ い たか し 廣 井 孝 史	62歳	男性	代表取締役副社長・副社長執行役員 事業戦略担当 CFO	再任		
		4	ほし の り あき 星 野 理 彰	59歳	男性	東日本電信電話株式会社 代表取締役副社長・副社長執行役員 CDAO、CISO、CCXO	新任		
		5	おお にし さ ち こ 大 西 佐知子	58歳	女性	常務取締役・常務執行役員 研究開発マーケティング本部長 CCXO、Co-CAIO	再任		
		6	パトリチオ マペッリ Patrizio Mapelli	70歳	男性	株式会社NTTデータグループ 取締役 株式会社NTT DATA, Inc. 取締役	新任	外国籍	
		7	さか むら けん 坂 村 健	73歳	男性	取締役	再任	社外	独立
		8	うち なが ゆか こ 内 永 ゆか子	78歳	女性	取締役	再任	社外	独立
		9	わた なべ こういちろう 渡 邉 光一郎	72歳	男性	取締役	再任	社外	独立
		10	えん どう のり こ 遠 藤 典 子	57歳	女性	取締役	再任	社外	独立
		11	たけ い なつ こ 武 井 奈津子	64歳	女性	取締役	再任	社外	独立
取締役 監査等委員である	第4号議案	1	やなぎ けい いちろう 柳 圭一郎	64歳	男性	常勤監査役	新任		
		2	たか はし か なえ 高 橋 香 苗	61歳	女性	常勤監査役	新任		
		3	こし やま けん すけ 腰 山 謙 介	65歳	男性	常勤監査役	新任	社外	独立
		4	かん だ ひで き 神 田 秀 樹	71歳	男性	監査役	新任	社外	独立
		5	か し ま 鹿 島 かおる	67歳	女性	監査役	新任	社外	独立

3. 各取締役特に期待する分野を、最大5つまで記載しております。下記一覧表は、各取締役の有するすべての知見・経験を表すものではありません。

分野ごとの定義	
経営管理	:持続可能な社会の実現に向けた社会課題解決をめざし、中長期的な視点で機会とリスクを的確に把握し、企業価値向上のために適切な意思決定と監督機能を発揮するスキル。
マーケティング・グローバルビジネス	:マーケティングや事業戦略に関する知見を有し、お客さま体験の高度化を通じて、持続的な事業成長を推進するスキル。海外での事業マネジメントや事業環境に関する知見を有し、グローバル市場に事業拡大できるスキル。
IT・DX・研究開発	:AIを主軸としたデジタルトランスフォーメーション(DX)推進により、ビジネスモデルや業務プロセスを革新し、競争力を強化することで企業価値の向上を推進するスキル。IOWNを中心とした新たな価値創造やこれまでにない技術・製品・サービスの創出に向け、基礎研究や応用開発を通じてイノベーションを推進するスキル。
法務・リスクマネジメント・公共政策	:事業に関する法令遵守を徹底し、リスクマネジメントを適正に実行・監督するスキル。国内外の法規制や政策を踏まえ、的確に事業推進するスキル。
HR	:経営戦略と連動した人材戦略を策定・実行し、企業の持続的成長を促進するスキル。お客さま体験の高度化に向けた従業員体験の高度化を推進するスキル。
財務・ファイナンス	:資金調達、資本管理、キャッシュフロー最適化、適切な投資戦略に関する知見を有し、企業の持続的成長を支えるスキル。財務報告、原価管理、税務戦略等に関する知識・経験を備え、財務健全性を確保するスキル。

分野					
経営管理	マーケティング・グローバルビジネス	IT・DX・研究開発	法務・リスクマネジメント・公共政策	HR	財務・ファイナンス
●	●	●		●	●
●	●		●	●	●
●	●		●	●	●
●	●	●	●		●
●	●	●			
●	●	●			
●	●	●			
●	●				●
●		●	●		
●	●		●		
	●		●	●	●
		●	●	●	●
			●	●	●
			●	●	●
			●	●	●

第6号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額および内容決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2021年6月24日開催の第36回定時株主総会において、取締役の金銭報酬の額を、年額6億円以内（うち社外取締役分は年額2億円以内。）に、また、役員持株会を通じた当社の普通株式（以下「当社株式」という。）の取得（以下「本役員持株会制度」という。）のための資金として当社が取締役（社外取締役を除く。）に支給する額を、取締役の金銭報酬の額とは別枠で、年額5千万円以内とご承認いただき今日に至っております。

今般、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行するため、現在の取締役の報酬等の額の定めを廃止したうえで、新たに、①取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）の金銭報酬の額を、年額8億3千万円以内（うち社外取締役分は年額2億円以内。）に、また、②本役員持株会制度のための資金として当社が取締役（社外取締役を除く。）に支給する額を、上記①の取締役の金銭報酬の額とは別枠で、年額7千万円以内にさせていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬等の額には、従来どおり、使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まないものいたします。

上記②により当社の取締役（社外取締役を除く。）が取得する当社株式の上限は1事業年度あたり825,000株（ただし、当社株式について株式分割・株式併合などを行った場合には、当社株式の分割比率・併合比率などに応じて上限数を調整する。）とします。当社の取締役（社外取締役を除く。）は、役員持株会に加入し、同持株会規約に定める月例拠出により当社株式を取得するものとし、本役員持株会制度により取得した当社株式の全てをその在任期間中は保有するものとします。

当社は2025年5月9日開催の取締役会において、第2号議案、本議案および第8号議案「取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件」をご承認いただくことを前提に新たな取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は株主総会参考書類40～41頁に記載のとおりであります。本議案は当該方針において定められた個人別の報酬等を付与するための報酬枠として必要かつ合理的な内容となっていることから、本議案の内容は相当であると判断しております。なお、当社は、報酬決定プロセスにおける客観性・透明性を担保するため、取締役会の事前審議機関として、独立社外取締役が過半数を占める報酬委員会を任意に設置しており、本議案については、報酬委員会の審議を経ております。

第2号議案および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）11名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本議案の対象となる取締役の員数は11名（うち社外取締役は5名。）となります。

なお、本議案は第2号議案における定款変更の効力発生を条件として、その効力を生じるものいたします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、新たに、当社の監査等委員である取締役の金銭報酬の額を年額2億円以内とさせていただきたいと存じます。

なお、監査等委員である取締役の金銭報酬の額については報酬委員会の審議を経ております。

第2号議案および第4号議案「監査等委員である取締役5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本議案の対象となる監査等委員である取締役の員数は、5名となります。

なお、本議案は第2号議案における定款変更の効力発生を条件として、その効力を生じるものいたします。

第8号議案

取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件

1. 提案の理由および当該報酬等を相当とする理由

当社は、2021年6月24日開催の第36回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）を対象とする業績連動型株式報酬制度（以下「本株式報酬制度」という。）の導入および業績連動型株式報酬等の額を、1億円に対象期間（当社が掲げる中期経営戦略の対象となる事業年度。）の年数を乗じた金額以内とする旨をご承認いただき、現在に至っております。

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合には、監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、改めて本株式報酬制度の額および内容につきご承認をお願いするものであります。なお、本議案は、第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額および内容決定の件」においてご承認をお願いしている報酬枠とは別枠で設定するものです。

監査等委員会設置会社へ移行するため、現在の取締役の報酬等の額の定めを廃止したうえで、新たに、本株式報酬制度の対象者を取締役（社外取締役、監査等委員である取締役および国内非居住者を除く。以下本議案において同じ。）とし、また、当社の中期経営戦略の実現に向けて、取締役の報酬と当社の企業価値との連動性をより明確にし、中期経営戦略における財務目標達成に向けた意欲をさらに高めることおよび取締役の自社株保有の促進により株主の皆さまとの利益共有をより一層進めることを目的として、取締役の株式報酬比率を高めるため、本株式報酬制度の内容を一部改定いたします。

当社は2025年5月9日開催の取締役会において、第2号議案、第6号議案および本議案をご承認いただくことを前提に新たな取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は株主総会参考書類40～41頁に記載のとおりですが、本議案は当該方針に沿う内容の取締役の個人別の報酬等を付与するために必要かつ合理的な内容となっていることから、本議案の内容は相当であると考えております。

なお、本議案については、報酬委員会の審議を経ております。

本株式報酬制度の対象となる取締役の員数は、第2号議案および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）11名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、5名となります。

なお、本議案は第2号議案における定款変更の効力発生を条件として、その効力を生じるものいたします。

2. 本株式報酬制度における報酬等の額および内容

（1）本株式報酬制度の概要

本株式報酬制度は、当社が拠出する取締役の報酬額を原資として、当社の設定した信託（以下「本信託」という。）が当社の普通株式（以下「当社株式」という。）を取得し、当該信託を通じて取締役に当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）の交付および給付（以下「交付等」という。）を行う株式報酬制度です。詳細は下記（2）以降のとおりです。

① 本議案の対象となる当社株式等の交付等の対象者	・ 当社の取締役（社外取締役、監査等委員である取締役および国内非居住者を除く。）
② 本議案の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響	
取締役に対する交付等の対象とする当社株式の取得のために当社が拠出する金員の上限（下記（２）のとおり。）	・ １億５千万円に対象期間（当社が掲げる中期経営戦略の対象となる事業年度。）の年数を乗じた金額
取締役に交付等が行われる当社株式等の数の上限（下記（３）のとおり。）	・ １,７５０,０００ポイントに対象期間の年数を乗じたポイント数に相当する株式数（１ポイントあたり当社株式１株として１,７５０,０００株相当。） ・ ただし、当社株式について信託期間中に株式分割・株式併合などを行った場合には、当社株式の分割比率・併合比率などに応じて、１ポイントあたりの当社株式等の数を調整する
当社株式の取得方法等（下記（２）のとおり。）	・ 本信託は当社株式を株式市場から取得する予定のため、希薄化は生じない ・ 上記の１事業年度あたりのポイント数に相当する株式数（１,７５０,０００株）の当社発行済株式総数（２０２５年３月３１日時点。自己株式控除後。）に対する割合は約０.００２％
③ 業績達成条件の内容（下記（３）のとおり。）	・ 当社の中期経営戦略に掲げる財務目標などで評価するものとし、当該中期経営戦略の対象となる事業年度の最終年度における財務目標達成度など（現行対象期間については、EBITDAの財務目標達成度など。）に応じて、０～１５０％の範囲で変動
④ 取締役に對する当社株式等の交付等の条件および時期（下記（４）のとおり。）	・ 取締役が当社の取締役および執行役員その他当社の取締役会が定める地位を全て喪失した場合、国内非居住者となった場合、在任中に死亡した場合その他当社の取締役会が定める株式交付等の条件を充足した場合には、当該充足後において、取締役に對して当社株式等の交付等を行う ・ ただし、取締役が当社の意思に反して自己都合により退任した場合（ただし、傷病などのやむを得ない事情による場合は除く。）、または取締役の解任事由に相当する行為を原因として解任された場合には、株式交付等の条件は充足しない

（２）当社が拠出する金員の上限

本株式報酬制度の対象となる期間は、原則として、当社が掲げる中期経営戦略の対象となる事業年度（以下「対象期間」という。）とします。なお、現在、2025年3月31日で終了する事業年度から2028年3月31日で終了する事業年度までの4事業年度（以下「現行対象期間」という。）に対応して設定した信託が存在するため、本議案による本株式報酬制度の改定後の対象期間は、かかる現行対象期間の残存期間である3事業年度（2026年3月31日で終了する事業年度から2028年3月31日で終了する事業年度まで。）となり、その合計額は4億5千万円を上限とします。

当社は、取締役に対する交付等の対象とする当社株式の取得のために、対象期間において1億5千万円に当該対象期間の年数を乗じた金額の範囲内で信託金を拠出し、受益者要件を充足する取締役を受益者として対象期間に相当する期間の信託を設定します。本信託は信託管理人の指図に従い、当該信託金を原資として、当社株式を株式市場から一括して取得します。当社は、対象期間中、取締役に対するポイント（下記（３）のとおり。）の付与を行い、あらかじめ定められた一定の時期に付与されたポイント数に相当する当社株式等の交付等を本信託から行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、新たな本信託の設定に代えて信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、その時点の中期経営戦略に対応する年数が新たな対象期間となり、本信託の信託期間も当該新たな対象期間と同一期間延長します。当社は、延長された信託期間ごとに、1億5千万円に当該新たな対象期間の年数を乗じた額の範囲内で追加拠出を行う予定です。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。）および金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、取締役に対象とする報酬に相当する残存株式等の金額と当社が追加拠出する信託金の合計額は、1億5千万円に当該新たな対象期間の年数を乗じた額の範囲内とします。この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に信託期間を再延長することがあります。

（３）取締役に對して交付等が行われる当社株式等の数の算定方法および上限

信託期間中の毎年一定の時期に、取締役に對して、役位に応じて、以下の算定式により計算されるポイント（以下「基準ポイント」という。）が付与され、対象期間の最終事業年度末日直後の一定の時期（現行対象期間については2028年6月頃を予定。）に、信託期間中に累積した基準ポイント数（以下「累積ポイント数」という。）に業績連動係数を乗じて計算されるポイント数（以下「株式交付ポイント数」という。）に基づき、交付等を行う当社株式数が決定されます。

業績連動係数は、当社の中期経営戦略に掲げる財務目標などで評価するものとし、現行対象期間については、対象期間の最終事業年度（2028年3月期）のEBITDA等の財務目標達成度に基づき、0～150%の範囲で決定します。

(基準ポイントの算定式)

役位別に定める基準株式報酬額 ÷ 対象期間開始月の前月の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値
(小数点以下の端数は切り捨て)

本信託を通じて取締役へ交付等が行われる当社株式等の数は、1ポイントあたり当社株式1株とし、1ポイント未満の端数は切り捨てます。ただし、当社株式について信託期間中に株式分割・株式併合などを行った場合には、当社株式の分割比率・併合比率などに応じて、1ポイントあたりの当社株式数を調整します。

なお、信託期間中に取締役が退任または死亡した場合には、当該時点までに累積したポイント数を株式交付ポイント数として、交付等を行う株式数を決定します。

本信託の信託期間中に取締役に対して付与されるポイント数の上限は、1,750,000ポイントに対象期間の年数を乗じたポイント数とし、また、信託期間中に本信託が取締役に交付等を行うために取得して取締役へ交付等を行う当社株式の数の上限は、当該上限ポイント数に相当する株式数とします（以下「上限交付株式数」という。）。そのため、現行対象期間の残存期間である3事業年度に対応する上限交付株式数は、5,250,000株（1ポイントにつき当社株式1株の場合。）となります。なお、上限ポイント数および上限交付株式数は、上記（2）の当社が拠出する金員の上限を踏まえて、直近の株価等を参考に設定しています。また、上記（2）により本信託の継続が行われた場合、延長された信託期間に取締役に対して付与されるポイント数の上限は、1,750,000ポイントに新たな対象期間の年数を乗じたポイント数とし、また、信託期間中に本信託が取締役に交付等を行うために取得して取締役へ交付等を行う当社株式の数の上限は、当該上限ポイント数に相当する株式数とします。

（4）取締役に対する株式交付等の条件、時期および方法

取締役が当社の取締役および執行役員その他当社の取締役会が定める地位を全て喪失した場合、国内非居住者となった場合、在任中に死亡した場合その他当社の取締役会が定める株式交付等の条件を充足した場合には、当該充足後において、取締役に対して当社株式等の交付等を行います。ただし、取締役が当社の意思に反して自己都合により退任した場合（ただし、傷病などのやむを得ない事情による場合は除く。）または取締役の解任事由に相当する行為を原因として解任された場合には、株式交付等の条件は充足しないものとします。

受益者要件を充足した取締役は、株式交付ポイント数の一定割合に相当する数の当社株式（単元未満株式については切り捨て。）の交付を本信託から受け、残りの株式交付ポイント数に相当する数の当社株式については、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、信託期間中に取締役が死亡した場合には、当該時点で計算した株式交付ポイント数の全部に相当する当社株式について、本信託内で換価した上で、当該取締役の相続人が、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

(5) クローバック制度等

取締役に重大な不正・違反行為等が発生した場合又は取締役が当社の許可なく同業他社に就職した場合、当該取締役に対し、本株式報酬制度における当社株式等の交付等を受ける権利の喪失又は没収（マルス）、交付した当社株式等相当の金銭の返還請求（クローバック）ができるものとします。

(6) 本信託内の当社株式に関する議決権

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

(7) 本信託内の当社株式の配当金

本信託内の当社株式に係る配当金は、本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充てられます。信託報酬・信託費用に充てられた後、最終的に本信託が終了する段階で配当金の残余が生じた場合には、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属し、信託費用準備金を超過する部分については、当社および取締役と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

(8) その他の本株式報酬制度の内容

本株式報酬制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更および本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

ご参考

当社は、当社の執行役員ならびに当社が定める主要子会社の取締役および執行役員についても本株式報酬制度の対象として同一の信託を使用しております。なお、当社の執行役員ならびに当社が定める主要子会社の取締役および執行役員に係る報酬額および株式数は本議案の対象としておりません。

本株式報酬制度の詳細につきましては、2021年5月12日付適時開示「当社および当社主要子会社の取締役等に対する業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」および2024年8月7日付適時開示「当社および当社子会社の取締役等に対する業績連動型株式報酬制度の継続および追加拠出に関するお知らせ」をご参照ください。

【ご参考】 取締役の個人別の報酬等に関する方針

1. 役員報酬制度の基本方針

当社は、中期経営戦略『New value creation & Sustainability 2027 powered by IOWN』において、「新たな価値の創造とグローバルサステナブル社会を支えるNTTへ」「お客さま体験（CX）の高度化」「従業員体験（EX）の高度化」を柱に掲げ、地球のサステナビリティを支えることを事業の核とし、そのための新たな価値創造とNTTグループのサステナブルな事業成長・発展を両立させ、企業価値の向上をめざしています。

役員報酬制度は、このような当社グループのビジョンの実現のために、中長期的な企業価値の向上と持続的な成長に向けて、役員の職務執行が強く動機付けられ、モチベーションを高めるための重要な仕組みの一つと位置付けています。

2. 報酬水準

役員報酬の水準は、経済・社会の情勢、当社グループの経営環境、外部のデータベース等による同規模主要企業の水準の調査、当社および当社グループ会社の役員としての職責等を踏まえ、市場競争力を維持できる適切な水準を検討の上、決定することとしています。

3. 報酬構成および業績連動報酬の内容

取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）および執行役員の報酬は、月額報酬、賞与（短期インセンティブ）、ならびに役員持株会を通じた自社株式取得および業績連動型株式報酬（中長期インセンティブ）から構成することとしており、職責に応じて月額報酬、短期インセンティブおよび中長期インセンティブの比率を定めております。具体的には、標準的な業績の場合、代表取締役社長及び代表取締役副社長の報酬構成は、おおよそ月額報酬：短期インセンティブ：中長期インセンティブ＝40：35：25、その他の取締役等については50：30：20としております。

なお、日本人以外の外国人役員を招聘する場合等においては、職務内容や市場水準等を勘案し、個別に報酬水準および報酬構成を設定する場合があります。

各報酬制度の内容は以下のとおりです。

■月額報酬

- ・ 月例の固定報酬とし、役位ごとの役割の大きさや責任範囲に基づき、金銭報酬として支給する。

■賞与（短期インセンティブ）

- ・ 業績連動型の金銭報酬として、当事業年度の業績を勘案し毎年6月に支給する。なお、賞与の財務目標については、中期経営戦略等で掲げた目標を指標に設定し、評価する。

■株式取得資金（中長期インセンティブ）

- ・ 役員の自社株保有の促進を通じて、株主の皆さまとの利益共有を一層進める観点から、役員持株会に一定額以上を拠出し、自社株式を購入する資金として支給する。なお、当該資金により購入した自社株式は、役員の在任期間中、その全てを継続保有する。

■業績連動型株式報酬（中長期インセンティブ）

- ・ 役員報酬と当社の企業価値との連動性をより明確にし、財務目標達成に向けた意欲を高めるとともに、役員の自社株保有の促進により株主の皆さまとの利益共有を一層進める観点から、当社の中期経営戦略の対象となる事業年度を対象期間として、財務目標の達成度等に応じて連動する株式報酬を支給する。
- ・ 当社が設定した信託を用いて、役位に応じて定めるポイントを毎年付与・累積し、中期経営戦略の終了時点において、財務目標の達成度に応じた業績連動係数を累積されたポイント数に乗じることで、付与する株式数を算定する。なお、株式報酬における財務目標はEBITDA等を用いるものとし、株式の付与は役員の退任時に行う。
- ・ 株式報酬制度の対象となる役員が、会社と当該役員の委任契約等に関する重大な違反行為を行った場合又は会社の許可なく同業他社に就職した場合、当該役員に対して、本制度における当社株式の交付等を受ける権利の喪失又は没収および既に交付した当社株式相当の金銭の返還請求の措置を講じることができる。

なお、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）については、高い独立性を確保する観点から、業績との連動は行わず、月例の固定報酬のみを支給することとしています。また、監査等委員である取締役については、監査等委員である取締役の協議にて決定しており、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）と同様の観点から、月例の固定報酬のみを支給することとしています。

4. 報酬決定プロセス

当社の取締役の報酬については、客観性・透明性を確保するために、独立社外取締役が過半数を占める報酬委員会を設置し、取締役会からの委任に基づき、同委員会にて個人別の報酬を含めて決定することとします。なお、取締役会は報酬の割合、算定方法及び個人別の報酬額の決定について同委員会に委任することとします。

メモ

[illegible]

<株主提案（第9号議案および第10号議案）>

第9号議案および第10号議案は、1名の株主からの提案によるものであります。なお、「議案の要領」および「提案の理由」は、原文のまま記載しております。

第9号議案 定款一部変更の件（管理監督者以外の一般従業員の実質賃下げ禁止について）

議案の要領：

「NTTグループ全社において、管理監督者以外の一般従業員の実質賃下げを禁止する。」という条項を定款に規定する。

提案の理由：

NTTグループは、株式会社ジャステック（以下、被買収会社）を買収後、労働条件を変更しました。

その際、親会社からの出向・転籍者を受け入れる管理職の賃上げを図る一方、管理職以外の従業員（以下、一般従業員）を低い賃上げに抑えました。物価上昇率未満の月額千円と実質賃下げの人もいます。また、定昇上限回数も引き下げ、将来的な賃金を抑制しました。

物価上昇で生活が苦しい中、一般従業員は、24年12月に大幅賃上げするとの経営陣の言葉を信じ耐えましたが報われませんでした。

実質賃下げ及び定昇回数引下げは、被買収会社の従業員を蔑ろにしすぎではないでしょうか。

日本を代表するNTTグループであれば、物価上昇率以上の賃上げは継続的に実施可能です。

被買収会社の従業員を蔑ろにする施策は、今後、NTTグループのM&A反対に繋がると確信します。NTTグループが永続的に発展するために当議案を提案致します。

取締役会の 意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

ご提案の内容は、取締役会が、その時々事業環境等の変化に合わせて機動的、柔軟かつ合理的に意思決定を行い対応すべき事項に関わるものであり、会社の基本的事項を定める定款に規定することは適当ではないと考えております。

なお、当社においては、中期経営戦略において「従業員体験（EX）の高度化」を取り組みの柱の1つとして掲げており、当社グループ会社においては、自社を取り巻く事業環境等をふまえて、従業員一人ひとりの自律的なキャリア形成を支援する環境整備を進めるとともに、社員のやりがい・働きがいを高め、エンゲージメント向上に資する取り組みを推進しております。

賃金制度改定およびその運用については、グループ各社において適切に対処しているものと考えており、ご提案に記載の内容を定款に定める必要はないと考えております。

第10号議案

定款一部変更の件（株主総会の資料などにおいて、会社提案と株主提案を同等に扱う件について）

議案の要領：

「株主総会の資料などにおいて、会社提案と株主提案を同等に扱う。」という条項を定款に規定する。

提案の理由：

2024年6月に開催された株主総会において、会社提案は、株主に紙で郵送する「招集ご通知」に記載されましたが、株主提案は記載されませんでした。

株主総会は、株主の意思決定を表現するために開催されるものであり、経営者のために開催されるものではありません。また、株主総会の議案を平等に扱うことで、会社及び株主の不利益になることもありません。

会社提案だけが紙資料に記載され、株主提案が紙資料に記載されないことに正当性はあるのでしょうか。

株主総会本来の目的を考慮し、株主が意思決定の判断材料とするために、会社提案と株主提案を同等に扱うべく、当議案を提案致します。

取締役会の
意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

ご提案の内容は、取締役会が、株主共同の利益の観点から、柔軟かつ合理的に意思決定を行い対応すべき事項であり、会社の基本的事項を定める定款に規定することは適当ではないと考えております。

なお、当社は、会社法の改正に伴い、第38回定時株主総会より、株主総会資料の電子提供制度を導入しております。これに伴い、株主提案の内容を含む株主総会資料一式については当社ウェブサイト等に掲載し、そのURL等を記載した通知書面を株主の皆さまに交付することによりご覧いただくこととなりました。ただし、当社としては、本制度上、書面送付が求められている株主総会の開催ご案内等に加え、株主総会参考書類の一部を当社の任意で追加したダイジェスト版を株主の皆さまのお手許に郵送させていただいております。本株主提案は当該ダイジェスト版における株主提案の記載の扱いについてご指摘されるものですが、当社の対応に法的な問題はなく、限られたダイジェスト版の中で株主の皆さまに適切な情報提供を行っていると考えております。

今後も、当社ウェブサイトを通じた情報開示の充実に努めてまいります。

<株主提案（第11号議案から第17号議案まで）>

第11号議案から第17号議案までは、1名の株主からの提案によるものであります。なお、提案株主から受領した「議案の要領」には議案の内容といえない箇所がございましたので、法令および当社株式取扱規則に照らして、当該箇所については割愛しております。「提案の理由」は提案株主から提出されたものを原文（当社の依頼に応じて、提案株主が要約した内容を含む。）のまま記載しています。

第11号議案 定款一部変更の件（株主提案の理由に対する字数の上限の緩和）

議案の要領：次のとおり変更いたしたいと存じます。
<新旧対照表> (下線部は変更部分)

現行定款	変更案
(株式取扱規則) 第11条 本会社の株式及び新株予約権に関する手続及び手数料並びに株主の権利行使に関連する事項は、法令又はこの定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。	(株式取扱規則) 第11条 本会社の株式及び新株予約権に関する手続及び手数料並びに株主の権利行使に関連する事項は、法令又はこの定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。 <u>ただし、株式取扱規則において、会社法施行規則第93条第1項により本公司が株主提案議案の「提案の理由」の分量を定める場合は、「提案の理由」と「議案の要領」の合計字数が各議案毎に7,000字以上となるように定めることとし、7,000字を下回る字数を定めている場合は、これを7,000字とみなす。</u>

提案の理由：
当社は株主提案の理由の上限を400字としています。「提案の理由」と「議案の要領」を合わせた字数の上限を7,000字以上に緩和する提案です。
議案を十分に理解し適切な判断を下せるようになることで、企業価値の向上と持続的な成長を達成できます。関連する費用は6,000万円程度の増加と試算されます。
全ての提案議案に共通する、私から株主の皆様へのお願いです。
個人株主の皆様には、議案の要領をよく読んで、ご自身の価値観に照らしご自身の判断の下にご投票いただきたい。もしもメリットよりもデメリットが大きいとお考えの場合には、残念ではありますが反対して下さい。
個人株主以外の全ての株主の皆様に対しては、立場に囚われることなく、企業価値の向上と持続的な成長の観点からのみ提案議案の賛否を決定し、その判断についてステークホルダーに対する説明責任を果たすことができる、真に責任ある株主であることを期待しています。

取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

ご提案の内容は、取締役会が、株主共同の利益の観点から、柔軟かつ合理的に意思決定を行い対応すべき事項であり、会社の基本的事項を定める定款に規定することは適当ではないと考えております。

なお、当社は、株主総会参考書類における株主提案の記載については、株主の皆さまに提案内容を適切にご理解いただくことと同時に、株主総会参考書類の肥大化による株主の利便性低下の防止や株主総会運営の円滑性確保が重要であると考えております。このような観点から、当社は提案内容の簡潔な要約を求める場合があります。また、当社では株式取扱規則第15条において、株主提案における「提案の理由」の記載を各議案毎に400字以内とする合理的な制限を設けております。この字数制限は提案内容の本質を簡潔明瞭に伝えるには十分かつ適正な水準であると判断しております。

本議案は、「提案の理由」と「議案の要領」の合計字数を各議案毎に7,000字以上と定款に規定することを求めるものであり、株主総会参考書類の著しい肥大化や、株主総会運営の効率性を損なうおそれがあります。

第12号議案 定款一部変更の件（企業理念の策定と開示）

議案の要領：次のとおり変更いたしたいと存じます。

＜新旧対照表＞ (下線部は変更部分)

現行定款	変更案
(新設)	(企業理念) 第2条 本公司は、取締役会で企業理念を策定し、株主総会参考書類に記載する。 企業理念には、以下の文章を含む。 ・株式会社の使命は、適正に事業を行うことで、効率的にできるだけ大きな付加価値を産み出し、企業価値を向上させることである。 ・付加価値産出の効率性は、労働生産性及び資本生産性で測る。資本生産性が効率的であると判断するためには、株主資本利益率（ROE）が資本コストを上回ることを必要条件とする。 ・企業価値は、将来キャッシュフローの割引現在価値と現在保有している金融資産の合計とする。ただし、資本異動は企業価値の変動要因とは考えない。

＜本提案議案が承認された場合の実務的対応＞

本提案議案が承認された場合、定款の条番号は適切な方式で繰下げ変更する。

本提案議案が承認された場合、取締役会は、すみやかに定款に沿った企業理念を策定する。

提案の理由：

以下を含む適切な企業理念が策定されるため、株主は安心して取締役に経営を託すことができます。

「適正に事業を行う」とは、法令・ルールの遵守は大前提で、環境問題を始めとする社会的課題等に対しても適切に取り組むことを意味します。

株式会社の使命は、社会全体に対しては「有限な社会的な資源（人材や資本）を抱え込む限りは、効率的にできるだけ大きな付加価値を産み出すこと」です。その結果として、社会全体が豊かになり納税額も多くなり、社会的課題の解決にも貢献できます。

「効率的にできるだけ大きな付加価値を産み出すこと」で「企業価値を向上させること」を目標とするため、株式会社が活動することによる利害が、社会全体と投資家・株主とで衝突することなく一致します。

資本コストは、社会が求める資本の有効活用の度合いも示しており、ROEが資本コストを下回る会社は、社会の大切な資本や資産を無駄遣いしていると考えます。

取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

ご提案の内容は、取締役会が、その時々の実業環境等の変化に合わせて機動的、柔軟かつ合理的に意思決定を行い対応すべき事項に関わるものであり、会社の基本的事項を定める定款に規定することは適当ではないと考えております。

なお、NTTグループは2023年5月に中期経営戦略を発表しており、2027年度に向けて、「新たな価値創造と地球のサステナビリティを実現」するグループをめざすことを基本的な考え方として取り組んでいるところであります。

また、このたびNTTグループ共通のありたい姿や価値観を表すものとして「NTT Group's Core」「NTT Group's Values」を発表いたしました。今後これをグループ全体の羅針盤とし、より一層の一体感を持って、事業運営にまい進してまいります。

第13号議案 定款一部変更の件（資本政策に関する情報開示）

議案の要領：次のとおり変更いたしたいと存じます。

＜新旧対照表＞ （下線部は変更部分）

現行定款	変更案
（新設）	<u>（資本政策に関する情報開示）</u> <u>第3条 取締役会は、資本政策の観点から適正と考える株主資本の額を決定し、株主総会参考書類に記載する。株主資本の額は、取締役会が適切と判断した一定の幅を持たせることができる。</u> <u>取締役会の判断により、資本政策の観点から適正と考える株主資本の額を株主総会参考書類に記載しないことができる。その場合、記載しない理由の要領を、株主総会参考書類に記載する。</u>

＜本提案議案が承認された場合の実務的対応＞

本提案議案が承認された場合、定款の条番号は適切な方式で線下げ変更する。

提案の理由：

資本政策に関して、以下の観点から本質的な深い議論を行えるようになります。

株主還元策に対する基本的な考え方を投資家・株主と取締役会とで共有できます。実際の株主資本の額が適正と考える額を上回っている場合、株主還元を増やし内部留保を抑えることが正しい資本政策となります。逆に実際の株主資本の額が小さい場合、株主還元を抑え内部留保を増やすことが正しい資本政策となります。

実際の株主資本の額が適正と考える額を下回っている場合、ROEは過少資本によってかさ上げされます。適正と考える株主資本の額を元にROEを評価した方が、より建設的な議論ができます。

適正な株主資本の額は取締役会の判断で決められるため、現実的な対応をすることができます。また、支障がある時には開示しないことも許されているため、過度に経営を拘束するものではありません。

取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

ご提案の内容は、取締役会が、その時々 の事業環境等 の変化に合わせて機動的、柔軟かつ合理的に意思決定を行い対応すべき事項に関わるものであり、会社の基本的事項を定める定款に規定することは適当ではないと考えております。

なお、当社は資本政策において、株主還元の充実と持続的成長に向けた投資資金の確保および財務健全性の維持のバランスを重視しております。さらに、株主還元は、配当については継続的な増配の実施を基本的な考えとし、自己株式取得についても機動的に実施することにより資本効率の向上に取り組んでおります。

また、資本政策の決定にあたっては、株主資本の額のみならず、株主資本比率などの財務健全性指標に加え、EPS、ROIC、ROEといった資本効率指標を総合的に勘案しております。

投下資本効率の改善や株主還元など、資本政策を含む財務戦略全体の取り組みについては、統合報告書等を通じてステークホルダーの皆さまに適切な情報開示を行っております。

第14号議案 定款一部変更の件（取締役の国籍基準）

議案の要領：次のとおり変更いたしたいと存じます。

＜新旧対照表＞ (下線部は変更部分)

現行定款	変更案
(新設)	(取締役の国籍の要件) 第21条 日本国籍を有しない人は、取締役となることができない

＜本提案議案が承認された場合の実務的対応＞

本提案議案が承認された場合、定款の条番号は適切な方式で繰下げ変更する。

提案の理由：

「安易に外部の人材に頼ることなく、社内の有能な方々に思う存分その能力を発揮してもらう」という方針を明確にするための象徴的な提案です。社内の人材にもっとのびのびと能力を発揮してもらうことの方が、より企業価値が向上します。

外国人の取締役を迎えることは、簡単で、目立ちやすく、一部の層からの「受け」もいものかもしれません。先進的でかっこよく見えます。つまり、「安易な施策」とも言えます。

新入社員を厚遇するという風潮とも重なりますが、既存の人材を軽く扱い、目新しい人材に過度の期待を寄せているのではないかと不安を起させます。

NTTは、他の日本企業と同様、内部に優秀な人材を多数抱えているので、その方々をもっと大切に扱い、思う存分能力を発揮してもらうことに、もっと力を注ぐべきです。

外国人の役員を迎え入れなければ自由闊達な議論が行えないとすれば、その状況を変革することが先決問題です。

取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

ご提案の内容は、取締役会が、その時々¹の事業環境等の変化に合わせて機動的、柔軟かつ合理的に意思決定を行い対応すべき事項に関わるものであり、会社の基本的事項を定める定款に規定することは適当ではないと考えております。

NTTグループは、グローバルビジネスの更なる拡大に向けて取り組んでおります。その実現には、グローバル企業における経営経験や業務執行の監督等の知見が重要であると考え、その実績を有する外国人取締役の登用に向けて、当社は、会社提案の取締役選任議案（第3号議案）において外国人取締役の選任を上程しております。

なお、当社は、取締役会による役員等の指名の決定等における独立性、客観性および説明責任の更なる強化を目的に、取締役会の事前審議等機関として5名の取締役で構成（過半数である3名が独立社外取締役。）される指名委員会を任意に設置し、ガバナンスの有効性を高めておりますが、当該指名委員会においても本株主提案に対する反対意見が表明されております。

第15号議案 定款一部変更の件（取締役会における決議の判断基準）

議案の要領：次のとおり変更いたしたいと存じます。

<新旧対照表>

（下線部は変更部分）

現行定款	変更案
（取締役会） 第24条 1～4 （新設） 5～7	（取締役会） 第24条 1～4 <u>5 取締役会の決議において、取締役は、企業価値の向上につながると判断した場合にのみ賛成することができる。企業価値の向上につながるか否かは、定性的分析によることができる。</u> <u>6 各取締役の判断の要領の事績は取締役会議事録に残す。</u> <u>7 定時株主総会の終了後、最初に行われる取締役会において、『経営判断原則は、企業価値の向上につながると判断した決定についてのみ適用し主張できる』という基準は妥当である。』という議案を決議する。その結果を、決議後最初に開催する定時株主総会で報告する。</u> 8～10

<本提案議案が承認された場合の実務的対応>

本提案議案が承認された場合、定款の条番号は適切な方式で繰下げ変更する。

つまり、新たな5項～7項を新設し、従来の5項～7項は8項～10項に項番号を変更する。

提案の理由：

取締役会の決議において、「取締役が賛成することができるのは企業価値の向上につながると判断した場合に限られる」ということを明確にします。

企業価値を定量的に測定することには様々な困難があるため、定性的分析に基づいて判断することを認めています。このため、あらゆる議案が企業価値の観点から判断することができ、現実的な定款規定です。

「そもそも企業価値への影響を考えずに利益額だけを判断の基準においている場合は、経営判断原則を適用することはできない」という考え方について、取締役会の認識を問うようにする議案です。取締役会で賛成することを求めているのではなく、賛否の決議を求めるものであるため、取締役会の判断を不適切に拘束するものではありません。

取締役会における決議が、企業価値の向上につながるようになるため、企業価値の向上ひいては株主共同の利益の向上が見込めます。

取締役会の 意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

ご提案の内容は、取締役会が、株主共同の利益の観点から、柔軟かつ合理的に意思決定を行い対応すべき事項であり、会社の基本的事項を定める定款に規定することは適当ではないと考えております。

当社の取締役は、各人の経営判断に基づき、取締役会での議論や意見交換を通じて、これまでも企業価値の向上に取り組んできております。

会社法において規定される善管注意義務・忠実義務に加えて、定款において取締役各人の経営判断に対して制限を課す必要はないと考えており、取締役会として、今後も企業価値向上に向け、積極的な議論や意見交換を実施していく所存であります。

第16号議案 剰余金の配当（特別配当）の件

議案の要領：

2025年9月30日を基準日とする剰余金の配当（2026年3月期中間配当）として、普通配当とは別枠で特別配当を当社普通株式1株につき金10.00円支払う。

配当財産の種類：金銭

株主に対する配当財産の割当てに関する事項及び帳簿価額の総額：当社普通株式1株につき金10.00円

配当総額は普通株式1株あたりの配当金額に、2025年9月30日現在の配当の対象となる株式数を乗じた金額となります。

剰余金の配当がその効力を生ずる日：2025年12月31日あるいは2026年3月期中間配当が効力を生じる日のいずれか早い日

提案の理由：

資本政策に関しては、2024年の株主総会参考書類では「9.資本政策」で簡単な記述があるだけで、中期財務目標や賞与の業績指標においても財務体質に関する記載はありません。

これらのことから論理的に導かれる帰結は、「会社は、財務体質・資本政策に関して重要な関係性にある投資家・株主あてにメッセージを出す必要を認識するほどには、財務体質に関する制約を認識していない。株主還元を増やして、株主資本の水準を低下させる余力があると認識している。」ということです。

当社の収益は国内事業を中心に非常に安定しており、事業リスクは低く、財務的な安定性を高く持つ必要性は低いです。本提案による配当総額は、現在の株主資本の額の十分の一を下回る程度であり、財務体質の悪化を大きく招くものではありません。

以上のことから、本提案の特別配当を実施することは、株主共同の利益に資するものです。

取締役会の 意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、持続的に企業価値を高めるとともに、株主の皆さまに利益還元していくことを重要な経営課題の一つとして位置付けております。株主の皆さまへの還元は、継続的な増配を基本的な考えとし、自己株式取得については、機動的に実施することとしております。内部留保資金につきましては、財務体質の健全性を確保しつつ、成長機会獲得のための投資や資本効率を意識した資本政策等に活用しております。

この考えに基づき、2024年度の1株当たり年間配当金は14期連続の増配となる対前年0.1円増の5.2円を予定しており、2025年度も増配を予定しております。自己株式取得については2024年度までに約5.7兆円を実施しており、2025年度も2,000億円（上限）を決議しております。

当社としては中期経営戦略で掲げているとおり、成長分野への積極的な投資拡大等によりキャッシュ創出力を高め、当社グループの業績を向上させることにより、中長期で株主の皆さまに利益を還元してまいりたいと考えており、本議案の特別配当による一時的な増配は、当社の株主還元の考えに沿うものではないと判断しております。

第17号議案

業務執行取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権の付与のための報酬決定の件

議案の要領：

当社の取締役が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、あわせて当社の取締役の業績向上に対する意欲を高めることにより当社の健全な経営と企業価値の向上を図ることを目的として、当社の業務執行取締役（社外取締役を除く）に対してストック・オプションを付与することについてご承認をお願いするとともに、ストック・オプションとして交付される新株予約権の具体的内容のご承認をお願いするものであります。

(1) スtock・オプションに関する報酬等の額

本提案は、これまでに株主総会でご承認いただいていた取締役の報酬とは別枠となるものです。

当社の業務執行取締役（社外取締役を除く）に対するストック・オプション報酬等の額を年額100百万円以内（ただし、使用人分の給与は含まない。）とすること及びその内容等につき、ご承認をお願いするものであります。

各業務執行取締役に対して付与するストック・オプションの個数は、取締役会が決定します。

(2) 報酬等の内容（ストック・オプション報酬として1年間に発行する新株予約権の内容）

① 新株予約権の数

- ・ 各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の数の上限は5,000個とする。

② 新株予約権の目的である株式の種類及び数：

- ・ 各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の目的である株式の数の上限は500,000株とする。なお、新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株とする。
- ・ 当社が普通株式につき株式併合等を行うことにより、株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

③ 新株予約権と引換えに払い込む金額：

- ・ 新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額：

- ・ 新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。
- ・ 行使価額は、100円とする。
- ・ 当社が普通株式につき株式併合等を行うことにより、行使価額の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。
- ・ 当社が当社普通株式につき配当を行うことにより、行使価額の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間：

- ・ 新株予約権の付与決議の日後2年を経過した日から当該付与決議の日後5年を経過する日までの範囲内で、取締役会が決定する期間とする。

- ⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限：
- ・ 譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
- ⑦ 新株予約権の行使の条件：
- ・ 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役（社外取締役を除く）の地位にあることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
 - ・ 新株予約権者は、次の事由のいずれかに該当することとなった場合、その後、本新株予約権を行使することができない。
 - ・ 当社と競業関係にある会社（当社の関係会社を除く）の役員、使用人またはコンサルタントに就いた場合。但し、当社の取締役会において、事前に承認された場合はこの限りでない。
 - ・ 法令または当社の社内規程等に違反するなどして、当社に対する背信行為があったと認められる場合。
 - ・ 当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合。
 - ・ 本新株予約権の行使についてのその他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
 - ・ その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により決定する。
- ⑧ 新株予約権の取得に関する事項：
- ・ 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
 - ・ 新株予約権者が権利行使をする前に、本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権を無償で取得することができる。
- ⑨ その他の新株予約権の募集事項：
- ・ その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める

提案の理由：

2024年の株主総会参考書類によると、取締役報酬の総額は539百万円（支給人数10名、社外取締役を含む）です。巨大企業であるNTTの報酬としては低すぎます。また、報酬のうち、株式取得目的報酬は28百万円、業績連動型株式報酬は57百万円（合計85百万円）となっており、取締役の「株主の利益に対する感度」が十分な水準となるように設定されていません。

これらの状況を少しでも改善し、取締役の「株主の利益に対する感度」を高めるために、本株主提案を行いました。

なお、実際の付与は取締役会が決定します。枠の設定自体には何のデメリットもなく、適切な付与は取締役会によって行われるため、取締役会の意見においても反対を表明される合理的な理由は考えられません。つまり、取締役会からの賛同・支持も当然に行われる議案内容となっています。もし、取締役会が反対の意見を出すのであれば、明確で説得的な理由を提示する必要があります。

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）の現在の報酬体系は、月額報酬（基本報酬）、賞与（短期インセンティブ）ならびに役員持株会を通じた株式取得および業績連動型株式報酬（中長期インセンティブ）の3種類での構成としており、当該事業年度の会社業績はもとより、中長期的な企業価値を反映する仕組みになっております。

また、当社は、2025年5月9日開催の取締役会において、「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針」の改定を決議し（株主総会参考書類40～41頁参照）、一部役位における基本報酬、短期インセンティブおよび中長期インセンティブの比率の見直しを含めた役員報酬水準の見直しを予定しております。これにより、更なる企業価値の向上に向けた取締役の業績責任の明確化とインセンティブ機能の強化を図っていく考えでおります。

なお、当社は、取締役の報酬に関する決定方針および構成・水準の決定等における独立性、客観性および説明責任の更なる強化を目的に、取締役会の事前審議等機関として5名の取締役で構成（過半数である3名が独立社外取締役。）される報酬委員会を任意に設置し、ガバナンスの有効性を高めておりますが、当該報酬委員会においても本株主提案に対する反対意見が表明されております。

<株主提案（第18号議案）>

第18号議案は、1名の株主からの提案によるものであります。なお、「議案の要領」および「提案の理由」は、原文のまま記載しております。

第18号議案 株主への情報提供の電子化による環境負荷削減を目的とした定款一部変更の件

議案の要領：当社定款第16条の3として、次の条文を追記する。

第16条の3（電子情報提供）

3 当社は、前二項に定める電子提供措置の対象となる情報を除く任意の情報について原則として書面交付せず、インターネットその他の電子的手段により情報提供を行うものとする。ただし、株主が書面交付を希望する旨を所定の方法で通知した場合には、取締役会が定める期間内に限り、当社は当該株主にこれを実施できる。本条は、議決権行使、配当金の通知、対象株主への株主優待の権利行使の方法の通知、情報提供先へのアクセス手段の提供および書面交付を希望する方法の通知を目的とする最小限の書面の送付は妨げない。

提案の理由：

本提案は、「招集ご通知」冊子や広告物等の配布による情報提供の原則電子化を明文化します。受益者である株主の皆様による決議が合理的と考え、本提案に至りました。これにより余剰金が発生した場合、従業員様の福利厚生に還元下さい

当社は約240万人の株主を有し、株式分割後40代以下を中心に株主の増加が続く中、毎年数億円をかけ数十トンの任意配布物を全国へ送付しています。200万人に中間・期末で30グラムの資料を製本費150円で送付すれば、輸送量は60トン、費用は3億円に達します。この電子化に伴い国外を含む先への多様な情報発信にリソースを集約できれば、多大な環境コストを削減しつつ企業価値向上に資すると考えます

現行のdポイント施策の効果は限定的であり、本提案は情報提供の原則を見直すことで株主の増加や入替に関係なく直ちに大きな効果を発揮し、希望者に書面交付も認め株主平等の原則に配慮します

取締役会としては、本議案に反対いたします。

ご提案の内容は、取締役会が、その時々の実業環境等の変化に合わせて機動的、柔軟かつ合理的に意思決定を行い対応すべき事項に関わるものであり、会社の基本的事項を定める定款に規定することは適当ではないと考えております。

なお、当社は、サステナビリティの推進を重要な経営課題と捉え、「新たな価値創造と地球のサステナビリティを実現」するグループをめざすことを基本的な考え方として、事業活動における環境負荷の低減と技術・イノベーションの創出による環境問題の解決と経済発展の両立に取り組んでおります。

その一環として、株主の皆さまとのコミュニケーション手段においても、従来の紙面・郵送による対応から、ウェブサイトによる情報発信の充実等、電磁的方法の活用へと段階的な移行を進めております。株主総会資料につきましては、第38回定時株主総会より電子提供制度を踏まえた取り扱いを開始しており、さらに本総会より、希望される株主の皆さまには招集ご通知等を電子メールで受領いただく仕組みも導入し、多くの株主の皆さまにご利用いただいております。

今後も、株主の皆さまとのコミュニケーションの一層の充実を図るとともに、株主さま向け配布物の更なる見直しおよび紙資源の削減を推進してまいります。

取締役会の
意見

事業報告

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

NTTグループの価値創造プロセス

インプット

成長分野への投資拡大
+50%増加 (約8兆円/5年間)^{※1}

人材
人的資本

NW・インフラ
製造資本

研究開発・サービス開発
知的資本

財務基盤
財務資本

顧客基盤・パートナー・ブランド
社会関係資本

重要項目

新たな価値創造

レジリエンス

人的資本

気候変動

中期経営戦略

New value creation & Sustainability 2027
powered by IOWN

アウトカム

1. 新たな価値の創造と

グローバルサステナブル社会を支えるNTTへ

- ① IOWNによる新たな価値創造（構想から実現へ）
- ② データ・ドリブンによる新たな価値創造
- ③ 循環型社会の実現
- ④ 事業基盤の更なる強靱化

2. お客さま体験（CX）の高度化

- ⑤ 研究開発とマーケティングの融合
- ⑥ お客さま体験（CX）を重視したサービスの強化

3. 従業員体験（EX）の高度化

- ⑦ オープンで革新的な企業文化へ
- ⑧ 自律的なキャリア形成への支援強化
- ⑨ 全世界の従業員の家族を含めたサポートプログラムの強化・充実

社会的価値

新たな社会的価値創造

- お客さまの新たな体験や感動創造の高度化
- IOWN実用化、AI/ロボット活用による新たな社会的価値の創造
- 産業間での資源循環・地方創生の加速

社会インフラのレジリエンス

- 社会と経済活動を支え、国民生活の安全を守るライフラインの維持

従業員エンゲージメントの向上

- 労働生産性や創造性の向上

気候変動の緩和

- 2040年ネットゼロの実現

経済的価値

キャッシュ創出力の拡大

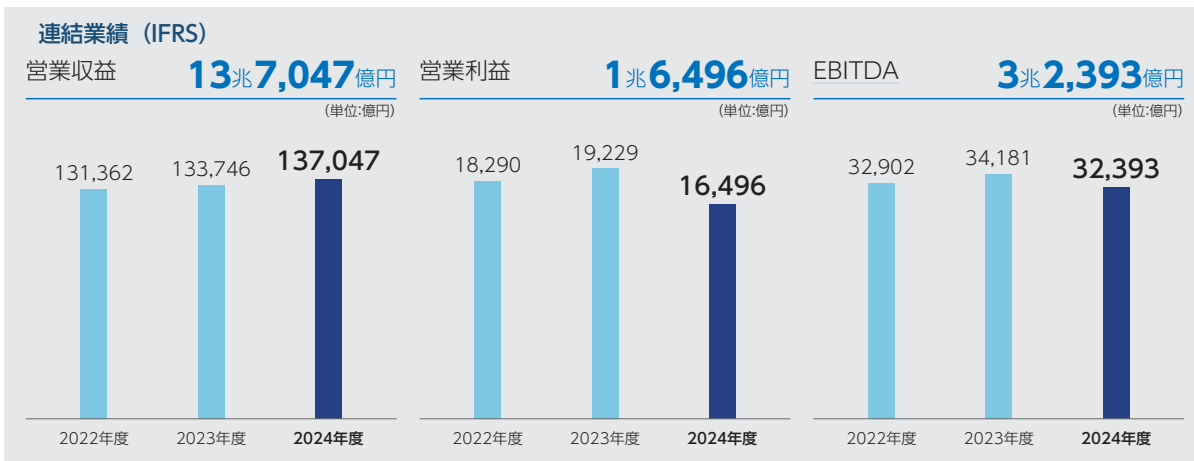
- EBITDA：+20%増加※2（2027年度：約4兆円）

株主還元の充実

- 継続的な増配の実施
- 機動的な自己株式取得

※1 2023年度から2027年度
※2 対2022年度

I NTTグループの現況に関する事項



1.事業の経過およびその成果

(1) 事業環境

情報通信および関連する市場では、クラウドサービスや5Gサービスの拡大に加え、AI、デジタルツイン、量子コンピューティングなどの技術が急速に進展しています。これに伴い、リアルとオンラインが共存した働き方・ライフスタイルが定着し、人々の生活における利便性向上や、ビジネスにおける新たなモデル創出や生産性向上などの変革を実現するデジタルトランスフォーメーション（DX）が世界的に進んでいます。一方で、社会活動や経済活動におけるデジタルシフトの進展や、AIの普及・高度化に伴うデータ流通量・消費電力増加への対応、高度化・複雑化するサイバー攻撃に対する情報セキュリティ強化、災害対策の取り組み強化や環境保護などの貢献への取り組みも求められています。

こうしたさまざまな社会課題を解決するうえでも、情報通信事業が担う役割はますます重要になっています。

(2) 事業の状況

このような事業環境のなか、NTTグループは中期経営戦略「New value creation & Sustainability 2027 powered by IOWN」に基づき、「新たな価値の創造とグローバルサステナブル社会を支えるNTTへ」「お客さま体験（CX）の高度化」「従業員体験（EX）の高度化」の3つを柱として、各事業セグメントにおいてさまざまな取り組みを推進しました。この結果、当事業年度の営業収益は13兆7,047億円（前年比2.5%増）、営業利益は1兆6,496億円（前年比14.2%減）、当社に帰属する当期利益は1兆円（前年比21.8%減）となりました。

新たな価値の創造とグローバルサステナブル社会を支えるNTTへ

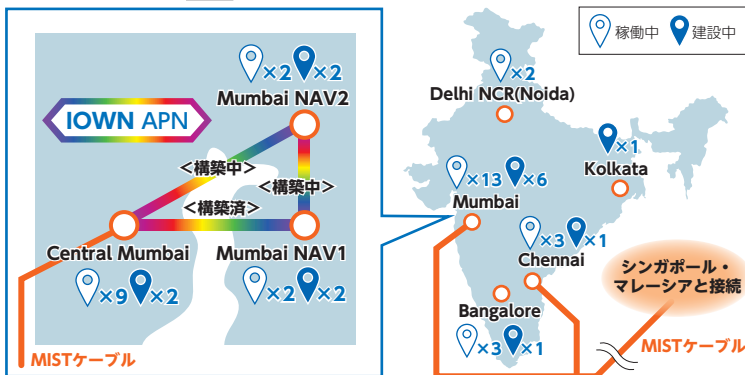
IOWNによる新たな価値創造（構想から実現へ）

- 2024年12月、NTT東日本とNTT西日本は、商用サービス「All-Photonics Connect powered by IOWN」の提供を開始しました。本サービスは、通信ネットワーク全区間で光波長を専有するIOWN APN 技術を活用し、最大800Gbpsの高速・大容量通信を実現します。
- 2024年8月、当社は中華電信股份有限公司（本社：台湾）との基本合意書に基づき、双方のAPNを用いて台湾（桃園）のデータセンターと日本（武蔵野研究開発センタ）のデータセンターとの国際間接続を実現しました。さらに、2025年3月には、インド（ムンバイ）で離れた場所にある3つのデータセンターをIOWN APN接続することによる運営の一体化、およびインド・シンガポール・マレーシアを結ぶ海底ケーブル「MIST」との接続開始を見据えた、「NTT DATA Leadership Event」を開催しました。今後も、IOWN APNの特性である超高速・超低遅延を活かした更なる国際展開を推進していきます。

台湾での記者会見の様子



インドでのIOWN APNおよびデータセンター事業の拡がり



データ・ドリブンによる新たな価値創造

- NTTグループは、人々の生活・仕事・生き方を支えるAIの提供をめざしています。NTT版大規模言語モデル「tsuzumi」は2024年3月の商用サービス提供開始以降、1,200件以上の導入相談をいただいています。グローバルにおいても、北米、EMEA^{*1}・中南米、APAC^{*2}の3つのRegional Unit、およびGlobal Technology Services、Business Solutionの2つのGlobal Unitの計5Unitのオペレーションモデルへ完全移行し、1,100件以上の生成AI案件を受注しています。また、NTTデータは、複数のAIエージェントが自律的に協調しながら業務プロセス全体を支援する「SmartAgentTM」を活用し、営業領域を対象にデータ入力作業や提案書準備、契約書作成、社内文書作成等のタスクを自律的に実行する「LITRON[®] Sales」を2024年11月から提供開始しました。さらに、業務・業界ごとの最適化を実現する個別AIから、業務・業界横断的な最適化を図る連鎖型AIの実現に向け、同年8月に株式会社NTT AI-CIXを設立しました。

*1 欧州、中東、アフリカを表すEurope, Middle East, Africaの頭文字をあわせた略称。

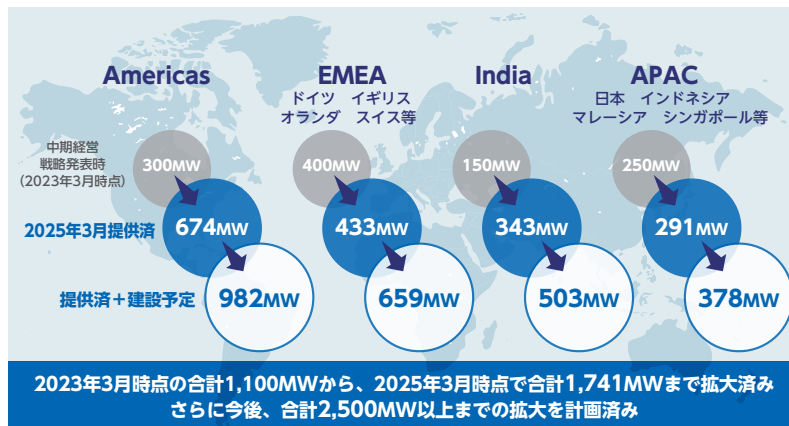
*2 アジア太平洋を表すAsia Pacificの略称。

- データ・ドリブン社会の重要なプラットフォームであるデータセンターは、AIの普及・高度化に伴い、その重要性が一層高まっています。NTTグループにおいても、データセンター事業は成長を牽引するドライバーと位置付け、世界第3位^{*3}のデータセンター基盤の更なる拡張と高度化を推進しており、2024年度には新たに7拠点8棟のデータセンターを新規開設し、累計で163拠点216棟まで拡大しました^{*4}。加えて、2025年度に予定している不動産投資信託（REIT）へのデータセンター資産の組み入れを通じて、更なる成長機会の確保と財務健全性の維持を両立し、持続的な成長をめざしていきます。

*3 Structure Research 2024 Reportより中華人民共和国の事業者を除き再集計。

*4 MW数はNTTコミュニケーションズグループおよびグローバル・ソリューション事業セグメントのGlobal Technology Servicesのデータセンター事業部門で所有するビル（第三者とのジョイントベンチャー含む。）における電力容量。

データセンターの拡がり



- 日本での自動運転技術の本格実用化に向け、各取り組みを推進しています。2023年11月、May Mobility, Inc.（本社：アメリカ）の自動運転システムの日本国内独占販売権を獲得し、2024年10月には愛知県の自動運転運行事業公募で、NTTドコモが提案したシャトル運行計画が採択されました。同年8月、NTT西日本はNavya Mobility SAS（本社：フランス）へ出資を決定し、自動運転サービスの安定供給に向け体制を強化しました。さらに、同年10月にトヨタ自動車株式会社と「交通事故ゼロ社会」の実現に向け、モビリティ分野でのAI・通信の共同取り組みに合意し、協業をさらに深化させていくこととしています。引き続き、交通課題の解決にとどまらず、地域経済の活性化や高齢化社会への対応などに貢献する安全・安心な自動運転サービスをめざしていきます。

トヨタ自動車との共同記者会見の様子



- 2024年8月、NTTドコモ、株式会社インテージ、株式会社ドコモ・インサイトマーケティングの3社はNTTドコモおよび株式会社インテージが保有する各種データを活用し、パートナー企業が自社の顧客データを分析できる「ドコモデータクリーンルーム™」の提供を開始しました。本サービスでは、NTTドコモ独自の顧客理解エンジン「docomo Sense®」を活用したプロファイリング情報や行動情報を用いた分析が可能です。今後も、幅広い業種のパートナー企業が抱えるマーケティング課題の解決に貢献していきます。
- 2024年7月、NTTグループの医療・ヘルスケア分野におけるアセットやリソースを結集し、データの生成から活用までを一貫して実施するNTTプレジジョンメディシン株式会社を設立しました。データ・ドリブンなアプローチを活用し、一人ひとりの体質に最適な予防・医療の提供をめざしていきます。

循環型社会の実現

- 株式会社NTTアグリテクノロジーは、全国約2,000店舗のスーパー内に産直コーナーを有する株式会社農業総合研究所と、日本の食の安定供給、持続可能な農業の実現、安心・安全な国産野菜の流通活性化といった、農産物を通じた新たな価値創造に向けた一連の取り組みを共同で進めることに合意し、2024年9月に資本業務提携契約を締結しました。今後も、農産物の高付加価値化やフードロス削減に資する加工食品の開発等、食農分野における社会課題解決に貢献する取り組みを推進していきます。

- 2024年12月、NTTグリーン&フード株式会社（以下、NTTグリーン&フード）は、シロアシエビ（通称：バナメイエビ）の国内最大級の陸上養殖プラントを竣工しました。将来的には、NTTグループの技術やサービスを活用し、温度管理や生育状況等の遠隔監視、自動運用・制御の導入も予定しています。また同月、ICTを活用した循環式陸上養殖システムの研究・開発・提供を通じて陸上養殖事業の拡大をめざす株式会社NTTアクアが事業を開始し、NTTグリーン&フードと連携しながら、新たなサプライチェーンの構築を進めています。今後も、食料自給率の向上や地域活性化に貢献していきます。

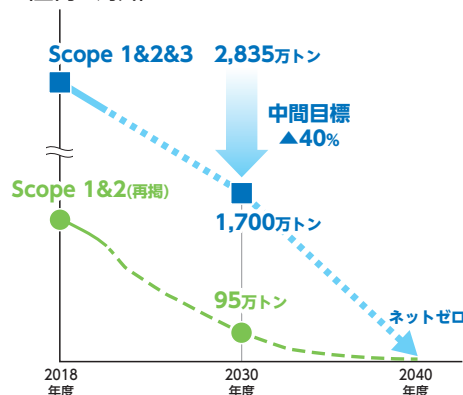
- NTTグループは、2040年度ネットゼロの達成に向けた取り組みを推進しています。2030年度の温室効果ガス排出量について、Scope1&2は95万トン^{*1}、Scope1&2&3は1,700万トン^{*2}の中間目標を設定し、自らの脱炭素に加えて、サプライチェーン全体の脱炭素を進めていきます。

（NTTグループの温室効果ガス排出量の2024年度実績値は統合報告書にて2025年9月下旬開示予定です。）

^{*1} Scope1&2は、日本政府が掲げる地球温暖化対策計画に合わせ2013年度を基準年としています。

^{*2} Scope1&2&3は、海外グループ会社を含む現在と同等の集計範囲での算定を開始した2018年度を基準年としています。

NTTグループの温室効果ガス排出量の削減イメージ
（国内+海外）



事業基盤の更なる強靱化

- 2025年3月、NTTドコモとNTTコミュニケーションズは、「能登HAPSパートナープログラム（以下、本プログラム）」を始動し、パートナー企業の募集を開始しました。本プログラムは、NTTドコモおよびNTTコミュニケーションズが、参画いただく企業・自治体・学術機関等と連携し、スマートフォンやIoT機器との直接通信・高速大容量・低遅延といったHAPS（High Altitude Platform Station）の特徴を活かしたビジネスモデルやソリューションの検討・実証実験を推進するものです。今後も、多くの企業・自治体・学術機関等に参画いただき、HAPSの特徴や非地上ネットワークを活用した通信の強靱化および産業振興の実現をめざしていきます。
- NTTグループ（当社、NTT東日本、NTT西日本、NTTドコモ、NTTコミュニケーションズ）、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社の8社は、大規模災害の発生時におけるネットワークの早期復旧を目的として、通信事業者間の新たな協力体制を構築し、2024年12月から共同で運用を開始しました。今後も、災害時のネットワークの早期復旧に向けて、災害対策をはじめ、さまざまな場面で通信事業者間の協力を強化し、持続可能な社会の実現をめざします。

お客さま体験（CX）の高度化

- NTTドコモは、2024年4月にドコモポイ活プランの提供を開始しました。ドコモポイ活プランでは、NTTドコモの金融サービスの利用に応じてdポイント（期間・用途限定）をさらにお得にためることができます。今後、お客さまにご満足いただける料金プランやサービスの提供に努めていきます。
- ドコモポイ活プラン**
- 2024年9月、NTTデータは、専用端末を必要としないコンタクトレス決済^{*3}「CAFIS Tap to Pay[®]」（以下、本決済サービス）の提供を開始し、2025年1月にヤマト運輸株式会社への導入を公表しました。従来、ドライバーは商品配送時の代金引換や運賃精算に備えて決済専用端末を携帯していましたが、本決済サービスを配送管理端末（汎用スマートフォン）にインストールすることで、決済専用端末を不要とし、ドライバーが携帯する端末台数を減らすことでドライバーの負担軽減と業務効率化を進めていきます。
- *3 非接触型ICチップを搭載したカードやスマートフォン等を決済端末にかざして行う決済方式。
- モバイル通信サービスの品質向上に向け、5Gネットワーク装置の高性能化や基地局数の拡大など、ネットワーク対策の強化を推進しました。加えて、局所的に通信需要が集中するイベント開催地や主要都市を中心に、お客さま体感品質向上に向けた取り組みを強化しました。今後も引き続き、お客さまに安心してご利用いただける通信サービスの提供に努めていきます。

従業員体験（EX）の高度化

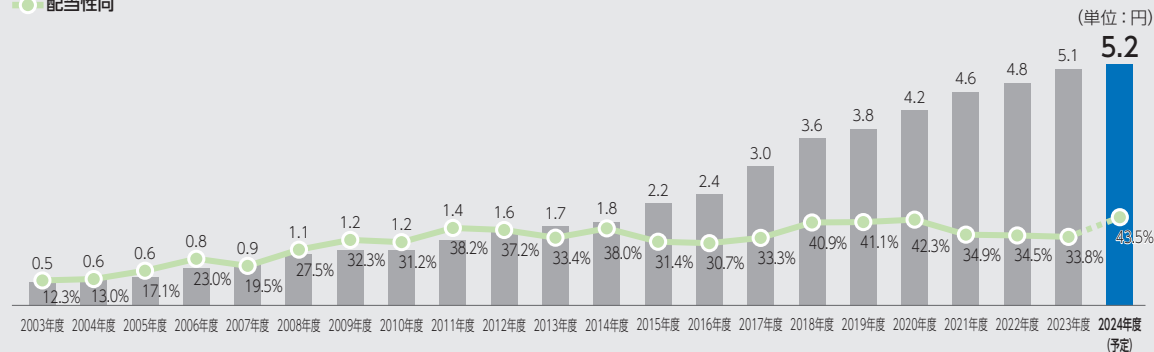
- 従業員一人ひとりが自律的にキャリアを形成できる環境の整備に向けて、制度に対する理解の促進やキャリアを考える機会の拡充など、各種施策を強化した結果、従業員エンゲージメント調査における肯定的回答率は61%（前年比+7%）となりました。取り組みの一つとして、自発的な挑戦が可能な人事制度「NTT Group Job Board（公募）」では、利用強化月間を設け、利用者インタビューなどのコンテンツを集中的に配信し、挑戦を後押しする仕組みを一層充実させました。今後も、従業員がより働きがいを持って挑戦できる環境づくりを推進していきます。

株主還元の充実

- 継続的な増配および機動的な自己株式取得を実施し、資本効率の向上を図りました。

配当金および自己株式取得額の推移

■ 1株当たり年間配当金
● 配当性向



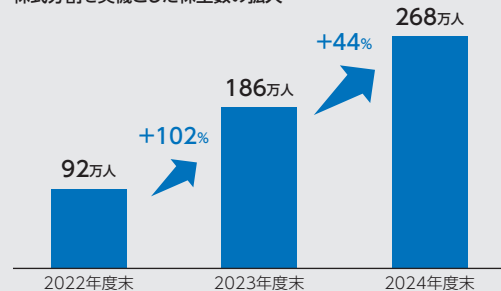
(注) 1. 1株当たり年間配当金については、過去に実施した株式分割を考慮した数値を記載しています。
2. 当社は、2018年度よりIFRSを適用しており、2017年度の配当性向の数値もIFRSに組み替えています。

■ 自己株式取得額



- 普通株式1株につき25株の割合をもって株式分割（2023年7月）を実施し、投資単位当たりの金額を引き下げ、より投資しやすい環境を整えたことなどにより、株主数は過去最高となりました。

株式分割を契機とした株主数の拡大



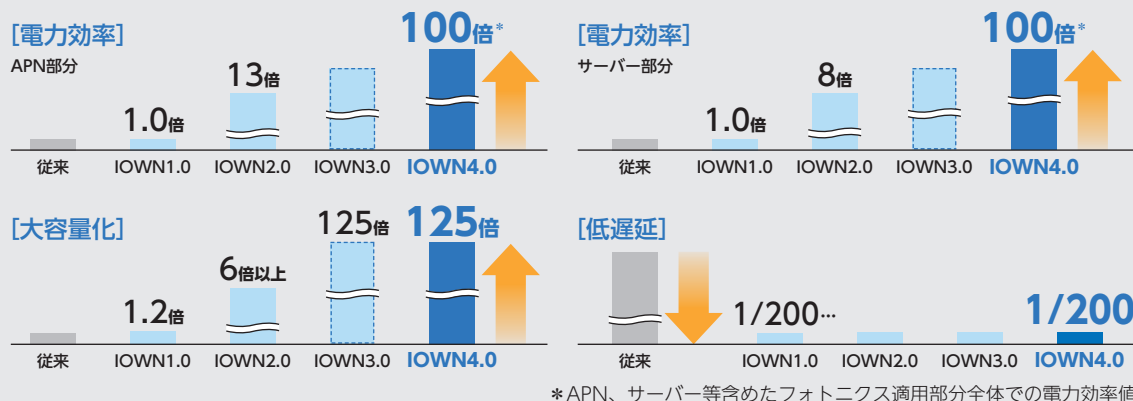
(3) 研究開発などの状況

IOWN構想の具現化やさまざまな産業への技術の展開・課題解決などの取り組みを推進しました。

IOWN (Innovative Optical and Wireless Network) 構想

社会活動や経済活動のデジタルシフトが加速する中、通信ネットワークの利用は大きく拡大しデータ量・遅延・消費電力などが限界を迎えようとしています。IOWN構想は、革新的な光技術によってこの限界を打破し、持続可能な世界の実現をめざすものです。

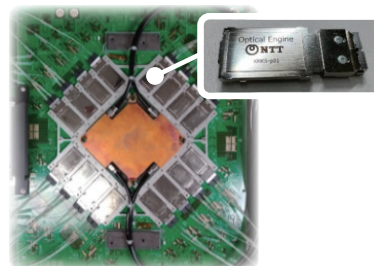
IOWNの目標性能とロードマップ



IOWN構想の具現化に向けた研究開発

- IOWNの実現に向けて開発中の光電融合デバイスは、従来の長距離光通信向けに加え、短距離光接続（ボード間接続、パッケージ間接続、ダイ間接続）向けの開発を進めています。ボード間を光接続する光電融合デバイスとハードウェアリソースを効率的に利用する技術を組み込むことで電力効率を最大で8倍とするIOWN光コンピューティングを実現します。

ボード間接続用の光電融合デバイス

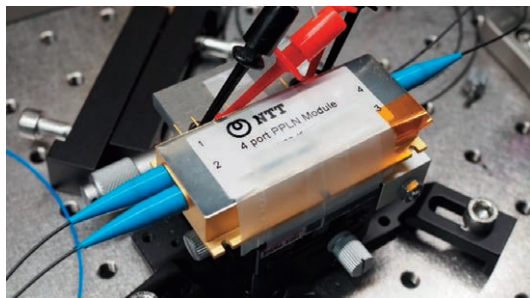


- 大容量光伝送基盤を実現する要素技術の1つであるマルチコア光ファイバの研究を進めています。当社は、マルチコア構造にて隣接する3つのコア間の光結合を利用することで、異なる光の種類（モード）の光信号同士の結合を世界で初めて成功しました。本技術により、光ファイバの細さを維持しながら、より少ないコア数で10以上の空間多重と結合状態を両立することが可能となり、既存光ファイバと比較して10倍超の大容量化を可能とするマルチコア光ファイバ設計に新たな選択肢が加わりました。

さまざまな産業への技術の展開・課題解決

- 光量子コンピュータ等の早期実現をめざし、2025年1月に東京大学と共同で、従来の1,000倍以上の速度で光量子もつれを生成・観測することに成功しました。量子もつれは量子技術の基盤となる重要な要素であり、その生成速度の向上により、従来の量子コンピュータの演算速度の制約を克服し、物理的な規模拡大に加え、高速化による計算能力の飛躍的な拡大を加速します。これにより、創薬や金融リスク評価、物流の最適化など、多岐にわたる分野での応用が進み、社会全体の技術革新に貢献することが期待されます。

光量子コンピュータを構成する光源



- AI同士の議論により多様な視点から解を導くことをめざすAIコンステレーションを活用し、地域社会の課題に対してAIと共に議論する市民参加型ワークショップを開催しました。実社会においては、課題の複雑性や立場の違いによって多様な意見が存在し、多角的な議論が求められます。ワークショップでは、AIコンステレーションにより人間同士の議論がより深まるかを検証しました。今後も地域におけるコミュニティ支援や企業における意思決定支援など、さまざまな分野への応用に取り組んでいきます。

- 2024年6月、宇宙技術の発展や政府の宇宙戦略推進を背景に、宇宙ビジネスの拡大をめざし、新ブランド「NTT C89 (エヌ・ティ・ティ シー・エイティ・ナイン)」を立ち上げました。本ブランドのもと、NTTグループの宇宙関連事業を統合し、事業拡大と市場開拓を推進しています。NTTグループは、スカパーJSAT株式会社と共同で構想した「宇宙統合コンピューティング・ネットワーク」の実現に向け、自社の技術的な強みを活かし自前化をめざす領域と、新たな技術開発を行いつつパートナーとの連携でサービス化を加速する領域を戦略的に分け、それぞれの領域において、市場創造・拡大をけん引する事業開発と技術開発の両方を実行していきます。今後は、HAPSを活用した通信サービスや、観測衛星データを活用した新サービス、海外パートナーとの連携によるブロードバンド事業などを展開し、宇宙産業全体の発展に貢献していきます。

NTT C89 (各事業の有機的な結合・展開イメージ)



(4) セグメント別の状況

主要な事業内容



■ 総合ICT事業

当事業は、携帯電話事業、国内電気通信事業における
県間通信サービス、国際通信事業、ソリューション
事業、システム開発事業およびそれに関連する事業を
主な事業内容としています。



■ 地域通信事業

当事業は、国内電気通信事業における県内通信サービス
の提供およびそれに附帯する事業を主な事業内容として
います。



■ グローバル・ソリューション事業

当事業は、システムインテグレーション、ネットワーク
システム、クラウド、グローバルデータセンターおよび
それに関連する事業を主な事業内容としています。

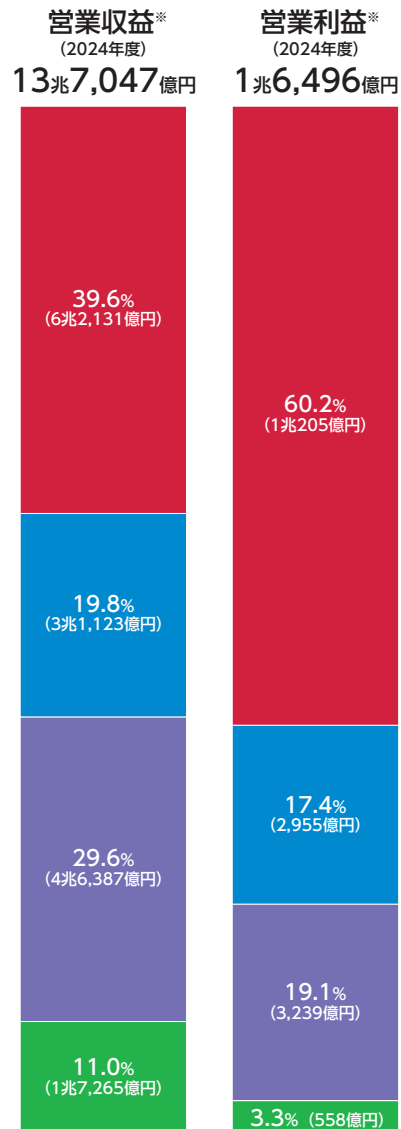


■ その他（不動産、エネルギー等）

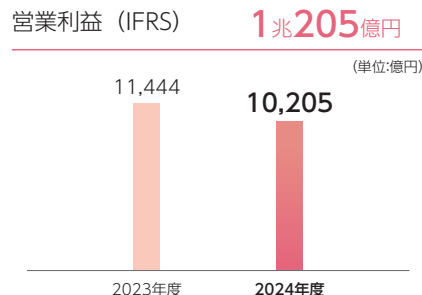
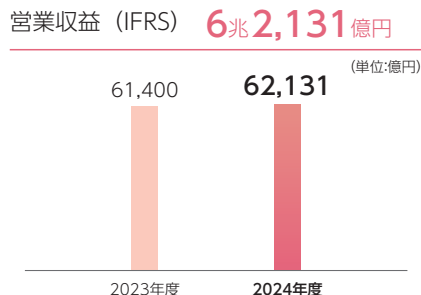
不動産事業、エネルギー事業などが含まれています。



その他グループ会社



※各セグメント単純合算値（セグメント間取引含む）
に占める割合



概況

総合ICT事業では、コンシューマ事業における顧客起点のマーケティング強化や顧客ニーズに対応したサービス創出を通じた顧客基盤の強化、法人事業の更なる拡大に加え、通信サービス品質の向上に取り組みました。

主な取り組み内容

- ドコモポイ活プラン（詳細は、62頁の(2)事業の状況「お客さま体験（CX）の高度化」もご覧ください。）の提供に加え、「dカード」の新たなラインナップとして2024年11月に「dカード PLATINUM」を、2025年2月に「dカード GOLD U」の提供を開始し、通信サービスと金融サービスの強化に取り組みました。
- 2024年7月、トランスコスモス株式会社とDigital BPO[®]*領域で戦略的事業提携を締結しました。AIなどのテクノロジーやインフラと高度なノウハウを持ったDX人材を組み合わせることで、お客さまのDX推進を加速し、豊かな社会の実現に貢献します。

※Digital BPO[®]：BPO業務と各種テクノロジーを融合したお客さま業務の変革を支援するサービスの総称で、トランスコスモス株式会社の登録商標です。

主なサービスの契約数

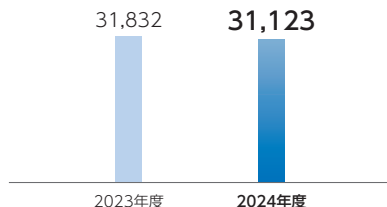
- 「携帯電話サービス」： 9,141万契約（対前年：+147万契約）
- （再掲） 「5G契約数」： 3,731万契約（対前年：+758万契約）

地域通信事業

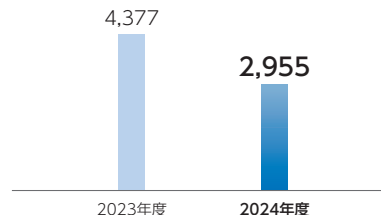

NTT東日本

NTT西日本

営業収益（IFRS） **3兆1,123億円**
(単位:億円)



営業利益（IFRS） **2,955億円**
(単位:億円)



概況

地域通信事業では、地域の社会課題解決に向け、企業・自治体・社会のデジタルトランスフォーメーション(DX)を支援するソリューションビジネスの強化のほか、光アクセスサービスの拡大に加え、事業ポートフォリオの見直しによるサービス提供メニューの最適化に取り組みました。

主な取り組み内容

- 高速光アクセスサービス「フレッツ 光クロス」の提供エリア拡大による競争力の向上や集合住宅向けの全戸一括型プラン「フレッツ 光ネクスト マンション全戸加入プラン」の販売強化を通じて、光アクセスサービスのシェア拡大、利益改善に取り組みました。
- 事業ポートフォリオの見直しを推進し、2025年3月末に天気予報サービス「177」を終了しました。そして、電話番号の検索方法が多様化したことや紙資源消費の削減・環境負荷の低減の実現も踏まえ、2026年3月末に電話帳（タウンページ等）および番号案内（104番）の提供を終了することを公表しています。

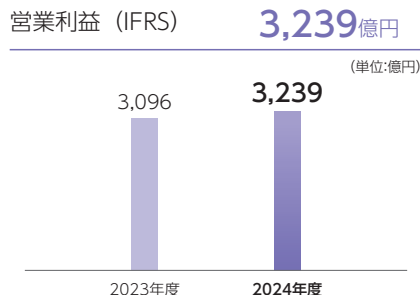
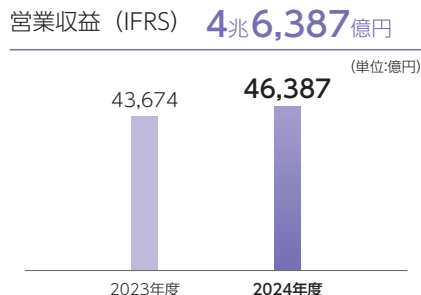
サービス終了日	サービス名
2025年3月31日	天気予報サービス「177」
	・タウンページ
	・タウンページ情報販売サービス
	・各地域で発行する電話帳
2026年3月31日	・電話番号照会記録サービス
	・CD-ROM電話帳
	・番号案内（104番）
	・NTTファクス104

主なサービスの契約数

- 「フレッツ光」 : 2,379万契約（対前年：+13万契約）
- （再掲）「コラボ光」 : 1,749万契約（対前年：+37万契約）

グローバル・ソリューション事業

NTT DATA



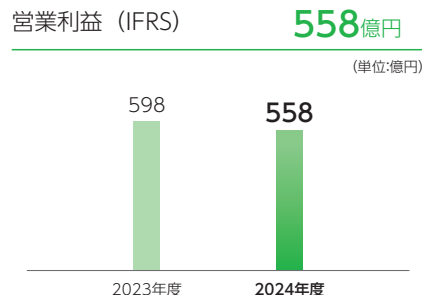
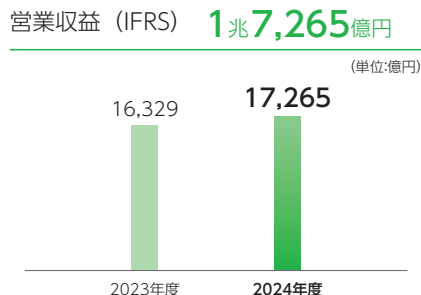
概況

グローバル・ソリューション事業では、市場の変化に対応したデジタル化の提案、システムインテグレーションなどの多様なITサービスの拡大と安定的な提供のほか、データセンタービジネスやマネージドサービスといった成長分野でのサービス提供力の強化に取り組みました。

主な取り組み内容

- 2025年1月、株式会社博報堂とNTTデータは、企業のデマンドチェーン変革の実現に向け、戦略策定、生活者体験設計、データ／テクノロジー活用、システム実装を一気通貫で提供する合併会社設立に向けた契約を締結しました。本合併会社設立により、企業のデマンドチェーン変革を一層強力に推進していくと同時に、業種・業界の垣根を越えて、より豊かな社会・生活に繋がる新しい価値の実装をめざします。
- 北米地域における顧客のIT環境をマルチクラウドプラットフォームへ移行し、機動的な業務運営や管理コスト削減を実現する取り組みを通じ、米国の大手ヘルスケアソリューションプロバイダーから大型の新規案件を受注しました。今後も北米地域以外においても、重点顧客からの大型受注獲得をめざした戦略的取り組みを展開してまいります。
- 当事業年度を通じて、コーポレート機能の最適化やオフィスの統合、ITシステムの最適化などの海外事業統合に取り組み、シナジー効果の創出を図りました。

その他(不動産、エネルギー等)



概況

不動産事業、エネルギー事業などに係るサービスを提供しました。

主な取り組み内容

【不動産事業】

- NTTグループの不動産・建築事業を担うNTTアーバンソリューションズグループを中心に、全国各地で地域の特徴を活かした街づくり事業を推進しました。2025年大阪・関西万博が開催される関西エリアでは、スポーツ、エンターテインメントの感動を生み出す多目的アリーナ「GLION ARENA KOBE」や、大阪城を一望する立地に日本初上陸のラグジュアリーホテル「パティーナ大阪」を整備しました。また、大阪市初の公募による公園設置管理事業に取り組み、園内において史跡の保存・継承、歴史の発信を行うとともに、商業施設の設置により賑わいを創出しました。これからも、地域の特徴、資源を有効活用し、周辺地域の活性化を見据えた街づくりに貢献していきます。

【エネルギー事業】

- NTTグループのエネルギー事業を担うNTTアノードエナジーは、NTTグループ各社、パートナー企業とともに、再生可能エネルギーの活用による脱炭素化社会の実現やエネルギーの地産地消を推進しました。2025年1月、再生可能エネルギーを有効利用するためのエネルギー流通プラットフォームについて、当社研究所等のAI技術を活用することで、太陽光発電量・電力需要の予測や蓄電池運用の最適化といった機能を搭載したデータ分析基盤をNTTアノードエナジーが自社開発し、運用を開始しました。こうした取り組みの拡大を通じて、新たなエネルギー流通の基盤づくりに取り組んでいきます。

2.対処すべき課題

(1) 事業環境の変化

リアルとオンラインが共存した働き方・ライフスタイルが定着し、AI・ロボティクスの進化・活用の拡大、デジタルトランスフォーメーション（DX）が引き続き進展する一方で、消費電力の増大や監視社会などのデジタル化の負の側面が課題となっています。また、経済安全保障の重要性の増大や世界規模での自然災害の激甚化など、事業環境は大きく変化しており、情報通信および関連する市場における競争も一層激しさを増しています。

(2) NTTグループ中期経営戦略に基づく事業展開

このような状況の中で競争優位性を確立し、更なる企業価値の向上を図るには、既存の通信事業に加え、クラウドサービスやAI等、主に総合ICT事業セグメントやグローバル・ソリューション事業セグメントにおける非通信事業の成長が不可欠であり、迅速なポートフォリオ強化が必要であると考えています。NTTグループはこうした課題に対処すべく、常に未来を考えダイナミックに自己革新を続け、中期経営戦略「New value creation & Sustainability 2027 powered by IOWN」を推進していきます。

新たな価値の創造とグローバルサステナブル社会を支えるNTTへ

AIの普及・高度化などに伴う消費電力増大への解決策として、低消費電力を実現する光電融合デバイスの早期事業化を進めるとともに6Gなどを含むIOWN研究開発・実用化を加速していきます。2025年4月から開幕した大阪・関西万博において、IOWN APNを主要施設間に提供し、多くのパートナーと共創しながら未来の体験を創出しています。複数の放送局が共同利用可能なリモートプロダクション設備も提供し、IOWN APNの普及を推進しています。NTTパビリオンでは、電力効率を従来比8倍とすることをめざすIOWN 2.0を実装し、2026年の商用化に向けた準備を進めます。

個人のお客さまを中心としたパーソナルビジネスの強化に向けては、金融やヘルスケア・メディカルなどの分野でサービスの拡充・高度化に取り組むとともに、データ・ドリブンなアプローチから、よりパーソナライズされたサービス提供につなげていきます。企業などのお客さまに対しては、AI・ロボット、IOWN・デジタルツインやセキュリティなどの技術を活用してソリューション・サービス、プラットフォーム・サービスをグローバルで展開し、生活や社会を支える産業を変革していきます。データセンターについても、NTTグループのデータセンター基盤をさらに拡張するとともに、IOWN技術の導入により高度化を推進していきます。

グリーンエネルギーとICTを組み合わせたグリーンソリューションの推進、産業間での廃棄物再利用を促進する循環型ビジネスの創造、IOWN、5G/IoT、AI・ロボットの活用による一次産業の効率化と付加価値化等に取り組み、産業振興や地域創生に貢献していきます。

事業基盤の更なる強靱化に向けては、自然災害や通信故障など、これまでの教訓や反省を踏まえた強靱なネッ

トワーク/システムを実現し、激甚化する自然災害などへの対策を強化するとともに、サイバー攻撃などのセキュリティインシデントに対しては、世界標準のサイバーセキュリティ対策を講じ、安心・安全なサービスの提供に取り組めます。

お客さま体験（CX）の高度化

研究開発推進、マーケティング、アライアンスの機能を融合した研究開発マーケティング本部を中心に、プロダクトアウト型の研究開発の強化に加え、グローバルでお客さまやパートナーとコラボレートしながら、研究開発からプロダクト提供まで実施し、あらゆるステークホルダーをお客さま・パートナーと捉え、お客さま体験ファーストを推進します。CXを重視したサービス強化への取り組み共有の場としてCXカンファレンスを開催しており、引き続きカスタマージャーニーに寄り添う意識を強化していきます。モバイル通信サービスの品質向上についても、ネットワーク対策やお客さま体感品質向上に向けた取り組みを進め、お客さまの期待を超える新たな体験と感動を提供し、選ばれ続けるNTTグループをめざします。

従業員体験（EX）の高度化

持続可能な社会の実現に向け、EXを重視し、人が価値を生む好循環を実現します。従業員の自律的なキャリア形成のため、専門性を軸とした人事制度、社外資格取得支援や研修・キャリアコンサルティングの充実、出産・育児・介護などのライフイベントを含めた総合的なサポートを実施してきました。これらの仕組みを定着させるため、経営層と従業員の対話機会の拡大やキャリア形成の専門家による従業員向けのメッセージ配信を進めており、引き続き浸透を図っていきます。また、「オープンで革新的な企業文化へ」のトライ＆エラー、失敗を恐れず挑戦する文化の醸成にも取り組んでいきます。

(3) NTTデータグループ株式に対する公開買付けについて

当社は、システムインテグレーション事業を含む社会・産業のDX/データ利活用の強化、クラウドサービスやAIをはじめとした需要の急拡大によるデータセンターの拡張・高度化等、上場子会社であるNTTデータグループが取り組む事業をNTTグループの成長の原動力と位置付け、より機動的な成長投資を行い、グローバル・ソリューション事業のポートフォリオを強化していくこととし、これを実現するため、当社は、2025年5月8日付の取締役会において、同社の普通株式を対象とする公開買付けを実施することを決定しました。

3.設備投資の状況

NTTグループは、5Gや「フレッツ光（コラボ光含む）」、データセンターなどの各種サービス需要への対応を中心に、2兆874億円（前年比1.2%増）の設備投資を行いました。

区分	設備投資額
総合ICT事業	7,143 億円
地域通信事業	4,914
グローバル・ソリューション事業	6,757
その他（不動産、エネルギー等）	2,059

4.資金調達の状況

NTTグループは、設備投資などのため、社債発行や長期借入金により、1兆5,408億円の長期資金調達を実施しました。

区分	金額
社債	9,488 億円
長期借入金	5,920
合計	15,408

なお、当社においては、長期借入金の借換およびNTT東日本・NTT西日本への貸付に係る資金として、NTTファイナンス株式会社からの長期借入金により、5,589億円の長期資金調達を実施しました。

5.主要な借入先および借入額

借入先	借入金残高	
株式会社三菱UFJ銀行	11,752	億円
株式会社三井住友銀行	6,112	
株式会社みずほ銀行	5,138	
農林中央金庫	2,424	
三井住友信託銀行株式会社	1,381	
日本生命保険相互会社	1,211	
明治安田生命保険相互会社	1,011	
株式会社日本政策投資銀行	760	
BANK OF AMERICA, N.A.	748	
株式会社国際協力銀行	669	

6.重要な子会社の状況

セグメント	会社名	当社の出資比率	主要な事業内容
総合ICT事業	(株)NTTドコモ	100.00%	移动通信サービスおよびスマートライフ領域サービスの提供
	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)	0 (100.00)	県間・国際通信サービスおよびソリューションの提供
	エヌ・ティ・ティ・コムウェア(株)	33.40 (100.00)	情報通信システムおよびソフトウェアの開発・制作・運用・保守
	オリックス・クレジット(株)	0 (66.00)	個人向け金融サービス（ローン事業・信用保証事業・モーゲージバンク事業）
地域通信事業	東日本電信電話(株)	100.00	東日本地域における県内通信サービスの提供
	西日本電信電話(株)	100.00	西日本地域における県内通信サービスの提供

セグメント	会社名	当社の出資比率	主要な事業内容
グローバル・ソリューション事業	(株)NTTデータグループ	% 57.73 (57.75)	NTTデータグループ全体の戦略策定・推進（マーケティング、イノベーション、戦略投資含む）、経営管理、技術開発およびガバナンス確保
	(株)NTTデータ	0 (100.00)	コンサルティング、統合ITソリューション、システム・ソフトウェア開発、メンテナンス・サポート
	(株)NTT DATA, Inc.	45.00 (100.00)	NTTデータグループにおけるグローバル事業のガバナンスおよび戦略策定、施策推進
	Dimension Data Holdings	0 (100.00)	法人向けITシステムの基盤構築、保守などのサポート
	NTTセキュリティ(株)	0 (100.00)	セキュリティ専門サービスの提供
	NTT America	0 (100.00)	北米におけるICTサービスの提供
	NTT EUROPE	0 (100.00)	欧州におけるICTサービスの提供
	NTT Global Data Centers EMEA	0 (100.00)	欧州におけるデータセンター関連サービスの提供
	NTT Cloud Communications International Holdings	0 (100.00)	音声・Web・ビデオ会議サービスの提供
	NTT Global Data Centers Americas	0 (100.00)	北米におけるデータセンター関連サービスの提供
	NTT Global Networks	0 (100.00)	ネットワークサービスの提供
	NETMAGIC SOLUTIONS	0 (100.00)	インドにおけるデータセンター関連サービスの提供
	NTT Global Data Centers EMEA UK	0 (100.00)	英国におけるデータセンター関連サービスの提供
	NTT Managed Services Americas Intermediate Holdings	0 (100.00)	北米におけるマネージドサービスの提供
	Transatel	0 (100.00)	IoT向けモバイルコネクティビティサービスの提供
	NTT DATA Americas	0 (100.00)	北米におけるコンサルティング、システム設計・開発
	NTT DATA Services	0 (100.00)	北米におけるコンサルティング、システム設計・開発
	NTT DATA Europe & Latam	0 (100.00)	コンサルティング、システム設計・開発

セグメント	会社名	当社の出資比率	主要な事業内容
その他（不動産、エネルギー等）	NTTアーバンソリューションズ(株)	100.00%	街づくり事業に関する窓口および街づくり関連情報の一元管理
	エヌ・ティ・ティ都市開発(株)	0 (100.00)	不動産の取得・開発・賃貸・管理
	(株)NTTファシリティーズ	0 (100.00)	建築物・工作物に関わる設計・監理・保守
	NTTアノードエナジー(株)	100.00	スマートエネルギーソリューションの提供および電力設備に関わる設計・管理・保守
	(株)グリーンパワーインベストメント	0 (99.99)	風力・太陽光などのクリーンエネルギーによる発電を含む発電事業全般 等
	NTTファイナンス(株)	100.00	通信サービスなどの料金の請求・回収およびクレジットカード決済サービスの提供

(注) 1. 出資比率は各社の保有する自己株式を控除して計算しています。また、括弧内は当社の子会社による間接保有も含めた出資比率です。
2. オリックス・クレジット(株)は、2025年4月1日に(株)ドコモ・ファイナンスへ商号を変更しました。
3. 当事業年度末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりです。

名称	住所	当社における特定完全子会社株式の帳簿価額の合計額（百万円）	当社の総資産額（百万円）
(株)NTTドコモ	東京都千代田区永田町二丁目11番1号	4,714,458	11,966,934

Ⅱ 株式に関する事項

1.発行可能株式総数

154,823,022,500株

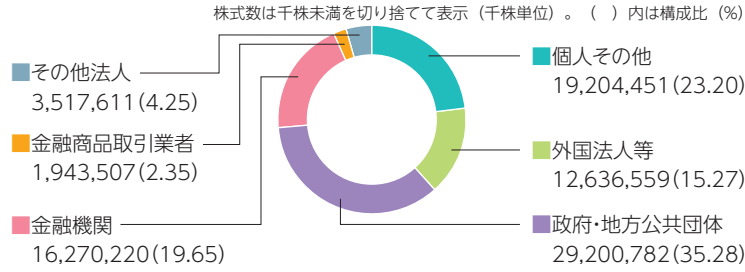
2.発行済株式の総数

90,550,316,400株

3.当事業年度末の株主数

2,681,105名

所有者別の株式数



(注) 1. 構成比は、発行済株式の総数から自己株式を除いたものに対する比率となっています。なお、自己株式には役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託が保有する当社株式は含めておりません。
2. 上記その他の法人には、証券保管振替機構名義の株式が1,437千株含まれています。

4.大株主

株主名	持株数	持株比率
財務大臣	29,199,372 千株	35.28 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	9,142,377	11.05
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	3,733,959	4.51
トヨタ自動車株式会社	2,019,385	2.44
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505001	887,953	1.07
ステート ストリート バンク ウェスト クライアント トリーティー 505234	697,771	0.84
N T T 社員持株会	618,889	0.75
日本生命保険相互会社	584,126	0.71
J P モルガン証券株式会社	508,035	0.61
モックスレイ・アンド・カンパニー・エルエルシー	484,094	0.58

(注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しています。
2. 当社は自己株式7,777,183千株を保有していますが、上記大株主からは除外しています。
3. 持株比率は自己株式を控除して計算しています。なお、自己株式には役員報酬BIP信託が保有する当社株式34,782千株は含めておりません。

Ⅲ コーポレート・ガバナンスに関する事項

1.基本方針

当社は、株主や投資家の皆さまをはじめ、お客さまやお取引先、従業員などさまざまなステークホルダーの期待に応えつつ、企業価値の最大化を図るためには、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するよう東京証券取引所の定める「コーポレートガバナンス・コード」の各原則の趣旨を踏まえ、体制強化していくことが重要であると考えており、経営の健全性の確保、適正な意思決定と事業遂行の実現、アカウンタビリティ（説明責任）の明確化、コンプライアンスの徹底を基本方針として取り組んでおります。

2.コーポレート・ガバナンス体制の概要

当社は、独立社外監査役を含めた監査役による監査体制が経営監視機能として有効であると判断し、監査役会設置会社形態を採用しております。また、当社は、独立社外取締役を選任することにより、業務執行を適切に監督する機能を強化しております。

なお、当社は、経営方針・戦略に関する議論を一層充実させること、取締役会のモニタリング機能の更なる強化を図ること、グローバル企業として海外投資家等からも理解が得られやすいガバナンス形態とすること等を目的として、監査等委員会設置会社に移行することとし、本総会に第2号議案「定款一部変更の件」として上程しています。詳細については、株主総会参考書類10～15頁をご参照ください。

3.取締役会

取締役会は、独立社外取締役5名を含む取締役10名で構成され、社外取締役比率は50%となっております。また、執行役員制度を導入し、経営に関する決定・監督の機能と業務執行の機能を明確に分離することで、執行に対する監視機能と経営の機動力を担保しております。取締役会は、原則として毎月1回の定例取締役会を開催し、必要のある都度臨時取締役会を開催することで、グループ経営戦略に関する議論に加え、法令で定められた事項、および会社経営・グループ経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役および執行役員から定期的に職務執行状況の報告を受けることなどにより、取締役および執行役員の職務執行を監督しております。

独立社外取締役については、それぞれ豊富な経験を有し、人格、見識ともに優れていることから、業務執行の監督機能強化への貢献および幅広い経営的視点からの助言を期待するものです。

なお、当社は、取締役会による役員等の指名・報酬の決定等における独立性、客観性および説明責任の更なる強化を目的に、取締役会の事前審議等機関として5名の取締役で構成（過半数である3名が独立社外取締役）される指名委員会、報酬委員会を任意に設置し、ガバナンスの有効性を高めております。

加えて、サステナビリティを巡る課題への対応が重要な経営課題であるとの認識のもと、サステナビリティ委員会を取締役会直下の機関として任意に設置し、重要な課題・指標の決定については、取締役会で決議することで、その取り組みの更なる推進を図っております。

【取締役会の実効性評価】

純粋持株会社である当社の取締役会は、グループ全体の中長期的な事業戦略に基づいたグループ各社の具体的な事業運営について、モニタリングする役割を担っています。

当社の取締役会は、執行役員などで構成する執行役員会議や、社長・副社長を委員長とし、関係する執行役員などが参加する各種の委員会の審議を経て、グループ経営に係る重要事項などを決定するとともに、各取締役および各執行役員の職務執行の状況をモニタリングしています。

取締役会においては、各取締役の所掌に基づき、現状のグループ経営などにおける課題とその解決に向けた取り組みや、出資や提携などの事業拡大に向けた取り組みについて報告・審議されております。当事業年度は、NTTグループがめざすべき事業の方向性と今後の重点的な取り組み等を中心に、活発な議論がなされました。また、独立社外取締役に対して、取締役会付議案件の事前説明に加え、代表取締役から当面の課題や検討状況を説明し、執行の注力内容と取り組み趣旨の明確化に努めることで、取締役会の監督機能が十分に発揮できるような環境を整えております。

さらには、独立社外取締役に当社の事業をより深く理解してもらえるように、独立社外取締役と代表取締役で当社の経営戦略について意見交換を実施するとともに、当社が力を入れている研究開発に関する展示会における、最先端の研究成果などの説明や、最新ICT技術を用いた講演の紹介なども実施しました。他にも、独立社外取締役と当社監査役との間で、NTTグループの経営課題について意見交換を行いました。

これらの意見交換会において、独立社外取締役および監査役から、当社の取締役会などに関し、十分な情報提供と活発な議論が行われており、実効性が確保できていると評価されています。

また、取締役会の継続的な実効性向上を通じた経営ガバナンスの強化を目的に、毎年1回、取締役会の実効性評価を実施しています。当事業年度においても第三者機関を起用し、全取締役・監査役を対象とした取締役会に関するアンケート調査を行い、取締役会としての実効性評価を実施しました。

取締役会の役割と責務、構成、運営、満足度といった観点での質問を行い、第三者機関にて取りまとめた結果、すべての設問において肯定的意見が多数を占めており、取締役会に期待される重要な役割・責務が十分に果たされていることを確認しました。

また、戦略的議論の活性化に向けて実施した意見交換会の開催や、NTTグループがめざすべき事業の方向性と今後の重点的な取り組みなど重要課題の議論の充実などにより、すべての役員から肯定的な意見を得ており、当社としては、取締役会の実効性は確保されていると評価しております。

取締役会の決議・報告事項の内訳

ガバナンス
45%

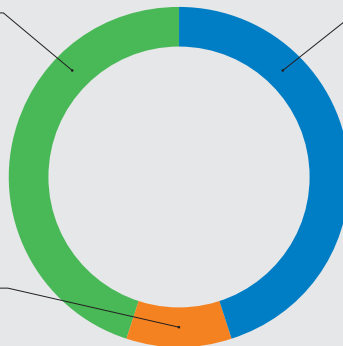
- ・株主総会関連
- ・内部統制の有効性評価
- ・内部通報制度の運営状況
- ・人事
- ・ガバナンスの更なる強化に関する方針 など

経営戦略
45%

- ・グループ経営の状況
- ・中期経営戦略
- ・出資、事業会社のM&A
- ・職務執行状況報告
- ・年次報告書、計算書類などの承認
- ・研究開発計画 など

資本政策
10%

- ・株主還元（自己株式取得、配当）
- ・資金調達、貸付 など



4. 監査役会

監査役会は、社内監査役2名と独立社外監査役3名（各1名ずつ女性2名を含む）の合計5名で構成されております。当事業年度は、中期経営戦略のもと、地球のサステナビリティを実現するNTTグループへの変革をめざした事業活動が行われる中、監査計画に則り、法令に基づく監査に加え、中期経営戦略の進捗状況、子会社を含むコーポレート・ガバナンスの向上に向けた取り組み状況、コンプライアンスの徹底状況、事業基盤の更なる強靱化、情報セキュリティに関する取り組み状況、サステナビリティを巡る課題への対応に対して重点的に監査を実施しました。さらに、期中に生じた事象や変化に対応した監査の遂行や、執行側による投資家との対話を踏まえた実効的な監査に努めました。

独立社外監査役を含む監査役は、当事業年度に監査役会を23回開催し、取締役会などの重要な会議に出席したほか、代表取締役および独立社外取締役との意見交換や組織長へのヒアリングを49回実施して経営課題について議論するとともに取締役などの職務執行を監査しました。また、会計監査人とは、監査状況や監査上の主要な検討事項に関する協議を通じ、監査の方法および結果を継続的に確認するなど、緊密に連携しました。さらに、内部監査部門とは、監査計画の説明や内部統制システムの運用状況などについて報告を受けるとともに、グローバル事業におけるガバナンスについて相互に情報共有するなど、緊密に連携しました。グループ各社に対しては、代表取締役や経営幹部との意見交換ならびに執行部への往査などを69回行い、取締役などの職務執行の実情を把握するとともに、必要に応じ提言を行いました。さらに、グループ会社監査役などとの間で重要なリスクに関する認識の統一を図り、各社監査役などを通じた監査を実施しました。加えてグループ会社監査役などとの連絡会において、各社取り組み事例の共有や監査活動に関するグループディスカッションを活用して、グループ会社監査役などの活動をさらに高度化する取り組みを実施しました。このような活動を通じ、業務執行者とは異なる独立した立場から当社およびグループ各社に対し、健全かつ持続的な成長と発展を促すとともに、コーポレート・ガバナンスの体制強化やコンプライアンス意識の向上に寄与しました。

また、監査活動を振り返り、次年度の監査計画への反映、および監査品質の向上を主な目的とし、2018年度

以降継続して監査役会の実効性を評価しています。当事業年度の実効性評価に際しては、全監査役に対するアンケートおよびインタビューに加え、連携が極めて重要である社外取締役と主要グループ会社監査役の計2名に対するインタビューを実施しました。なお、匿名性を確保するとともに客観的な視点を導入するため、アンケートやインタビューの実施、集計結果の分析にあたり、第三者機関を活用しました。主な評価項目は、監査計画、経営幹部への提言・業務執行監査、グループ監査体制、不正対応、三様監査（監査役による監査、会計監査人による監査、内部監査部門による内部監査）連携、監査役会の運営です。評価に際しては経年変化の状況のみならず、実効性の更なる向上に向けた検討課題の改善状況や、重点的な監査項目を含む監査状況を勘案した上、監査役会で議論・検証した結果、監査役会の実効性は確保されていると評価しました。

毎事業年度、社内外の環境変化やグループの事業運営状況などを考慮し監査計画を策定しておりますが、必要に応じ期中に生じた事象や変化に対応した監査を実施することにより、取締役および執行役員の取り組み状況を一層注視し、積極的に提言を行ってまいります。また、引き続き、社外取締役や内部監査部門、グループ会社監査役などとの連携を強化することにより、今後もグループ監査体制の高度化、および当社監査の実効性の向上に努めてまいります。

5.指名委員会、報酬委員会

取締役会による役員等の指名・報酬の決定等における独立性、客観性および説明責任の更なる強化を目的に、取締役会の事前審議等機関として5名の取締役で構成（過半数である3名が独立社外取締役）される指名委員会、報酬委員会を任意に設置し、ガバナンスの有効性を高めております。当事業年度末時点において、両委員会を構成する委員は、島田明（代表取締役社長）、廣井孝史（代表取締役副社長）、坂村健（社外取締役）、内永ゆか子（社外取締役）および渡邊光一郎（社外取締役）とし、議事運営を統括する委員長は島田明（代表取締役社長）としております。両委員会の決議にあたっては、構成メンバーである委員の過半数が出席し、出席委員の過半数をもって行うこととしております。

当事業年度は、指名委員会を6回、報酬委員会を4回開催し、役員等の選任、後継者計画、役員報酬体系の在り方などについて活発な議論を実施しております。

6. 役員の選任

当社の取締役会の構成は、NTTグループ人事方針における経営陣の選任の方針に基づき、NTTグループの課題解決に資するスキルを有する人材をグループ内外から幅広く選任していきます。社外役員については、幅広い経営視点・専門家としての意見を期待するとともに、社内外の取締役については、ダイバーシティの推進も踏まえて選任することとしております。

NTTグループ人事方針

【基本的な考え方】

NTTグループは、新たな価値の創造を通じてグローバルサステナブル社会を支える存在となることをめざし、社会的課題の解決と安心・安全で豊かな社会の実現に寄与していきます。その価値観を共有できる人材をNTTグループ全体のトップマネジメント層にグループ内外から幅広く選任していくこととします。

【取締役候補の選任方針】

取締役候補は、NTTグループ全体の企業価値の向上のために、グループトータルの発展に寄与する幅広い視野と経験を有し、マネジメント能力とリーダーシップに優れ、経営センスと意欲のある人材を選任します。取締役会は、事業内容に応じた規模とし、専門分野などのバランスおよび多様性を考慮した構成とします。

なお、業務執行の監督機能を強化する観点から、一般株主と利益相反を生じるおそれのない人材を独立社外取締役とし、原則、複数名選任します。

【監査役候補の選任方針】

監査役候補は、専門的な経験、見識などからの視点に基づく監査が期待できる人材を選任することとします。

なお、取締役の業務執行を公正に監査する観点から、一般株主と利益相反を生じるおそれのない人材を社外監査役とし、会社法に則り監査役の半数以上を選任します。

取締役候補の選任にあたっては、独立社外取締役3名を含む5名の取締役で構成される指名委員会の審議を経て取締役会で決議し、株主総会に付議することとしています。また、監査役候補の選任にあたっては、監査役候補の選任方針に基づき取締役が提案する監査役候補について、社外監査役が半数以上を占める監査役会における審議・同意を経て取締役会で決議し、株主総会に付議することとしています。

なお、当社は、監査等委員会設置会社への移行について、本総会に第2号議案「定款一部変更の件」として上程する予定ですが、監査等委員会設置会社への移行に際しても、上記の監査役候補の選任方針等に鑑み、本総会に第4号議案「監査等委員である取締役5名選任の件」および第5号議案「補欠の監査等委員である取締役1名選任の件」を付議することとしております。

【後継者計画】

最高経営責任者等の後継者候補については、技術革新、市場動向、経営環境の変化のスピードに対応できる後継者候補の確保が重要と捉え、幅広い職務経験、重要ポストへの配置などを通じ、候補者の多様性を担保し、人格、見識ともに優れ時世に合った人材を登用していけるよう育成を行っております。選任にあたっては、取締役会の事前審議等機関として独立社外取締役3名を含む5名の取締役で構成される指名委員会の審議を経て、取締役会で決定しております。

なお、将来の経営幹部候補については、年齢・性別・専門分野を問わずさまざまな人材を選抜し、経営幹部候補育成プログラムである“NTT University”における育成を通じて、変革をリードしていく意欲あふれる多様な人材を対象としてまいります。

【社外役員の独立性】

当社は、職務執行の監督機能を強化する観点、あるいは取締役の職務執行を適切に監査する観点から、一般株主と利益相反を生じるおそれのない人材を、社外取締役ないし社外監査役とする方針としております。さらに、東京証券取引所の定める独立性基準に加え、以下の要件を満たす社外取締役ないし社外監査役を、独立役員（独立社外取締役ないし独立社外監査役）に指定しております。

なお、当社は、監査等委員会設置会社への移行について、本総会に第2号議案「定款一部変更の件」として上程する予定ですが、監査等委員会設置会社への移行後においても、以下の要件を満たす社外取締役を独立役員として指定する予定です。

独立性判断基準

直近の3事業年度において以下に該当する者ではないこと。

- (1) 当社の基準を超える取引先^{*1}の業務執行者
- (2) 当社の基準を超える借入先^{*2}の業務執行者
- (3) 当社および主要子会社^{*3}から、直近の3事業年度のいずれかの事業年度において、役員報酬以外に年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を直接得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家などの専門的サービスを提供する個人
- (4) 当社の基準を超える寄付を受けた団体^{*4}の業務執行者

なお、以上の(1)から(4)のいずれかに該当する場合であっても、当該人物が実質的に独立性を有すると判断した場合には、独立役員の指定時にその理由を説明、開示します。

※1 当社の基準を超える取引先とは、直近の3事業年度のいずれかの事業年度における当社および主要子会社^{*3}の取引合計額が、当該事業年度における当社および主要子会社の年間営業収益合計額の2%以上の取引先をいう。

※2 当社の基準を超える借入先とは、直近の3事業年度のいずれかの事業年度における連結ベースでの借入額が、当該事業年度における当社の連結総資産の2%以上の借入先とする。

※3 主要子会社とは、NTTドコモ、NTT東日本、NTT西日本、NTTコミュニケーションズ、NTTデータグループをいう。

※4 当社の基準を超える寄付を受けた団体とは、直近の3事業年度のいずれかの事業年度における当社および主要子会社^{*3}からの寄付の合計額が、年間1,000万円または当該事業年度における当該組織の年間総収入の2%のいずれか大きい額を超える団体をいう。

7.取締役・監査役に対する研修

NTTグループ会社役員に対しては、グローバルにわたる経済・社会問題、コンプライアンス、リスクマネジメントなど、さまざまな研修の機会を設けるとともに、新たな職務経験などを積ませることで、激変する経営環境に対応できるトップマネジメントに相応しい候補者の育成に努めています。また、独立社外役員に対しては、グループ会社の事業動向や当社研究所などにおける最新の研究開発成果への理解を深める機会を設けるなど、NTTグループ事業への理解をさらに深める取り組みも行っています。

8.政策保有株式

当社は、安定株主の形成を目的とした株式の保有をしておらず、また、今後も保有いたしません。

一方で、当社は、中長期的な企業価値の向上に向け、さまざまな業界のパートナーとのコラボレーションやオープンイノベーションの推進を事業の方針としております。こうした方針を踏まえ、当社は、投資戦略委員会などにおいて、当社の中長期的な業績への寄与、業務連携の進捗状況、業務連携に係る今後の検討課題、保有先の業績推移および今後の経営戦略、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っていること等、総合的に勘案し、個別銘柄の保有適否に関して検証し、株式の保有・売却を行うこととしております。また、NTTグループ各社が保有する政策保有株式についても、個別銘柄の保有適否に関する検証などを毎年実施し、売却などに取り組んでおります。

政策保有株式に関する議決権行使については、投資先企業の持続的な成長と、当社および投資先企業の企業価値向上の観点から、中長期的な企業価値向上に向けた取り組み内容を検証のうえ、株主として適切に議決権を行います。

9.資本政策

配当については継続的な増配の実施を基本的な考えとし、自己株式の取得についても機動的に実施することで、資本効率の向上を図ります。

Ⅳ 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の状況

氏名	性別	現在の地位・担当	所有する 当社株式数
澤田純	男性	取締役会長	1,163,900株
島田明	男性	代表取締役社長・社長執行役員 CEO (Chief Executive Officer)	828,100株
川添雄彦	男性	代表取締役副社長・副社長執行役員 技術戦略担当 CTO (Chief Technology Officer)	445,900株
廣井孝史	男性	代表取締役副社長・副社長執行役員 事業戦略担当 CFO (Chief Financial Officer)	397,300株
大西佐知子	女性	常務取締役・常務執行役員 研究開発マーケティング本部長 CCXO (Chief Customer Experience Officer) Co-CAIO (Co-Chief Artificial Intelligence Officer)	96,000株
坂村健	男性	社外取締役 独立役員	66,300株
内永ゆか子	女性	社外取締役 独立役員	44,800株
渡邊光一郎	男性	社外取締役 独立役員	59,800株
遠藤典子	女性	社外取締役 独立役員	64,100株
武井奈津子	女性	社外取締役 独立役員	5,200株
柳圭一郎	男性	常勤監査役	19,900株
高橋香苗	女性	常勤監査役	220,500株
腰山謙介	男性	社外監査役 独立役員	0株
神田秀樹	男性	社外監査役 独立役員	0株
鹿島かおる	女性	社外監査役 独立役員	0株

(注) 1. 取締役、監査役15名のうち男性は9名、女性は6名です。
2. 取締役のうち、坂村健、内永ゆか子、渡邊光一郎、遠藤典子および武井奈津子の5氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
なお、当社は、5氏を当社が上場している東京証券取引所の上場規則に基づく独立役員に指定し、同証券取引所に届け出ております。
3. 監査役のうち、腰山謙介、神田秀樹および鹿島かおるの3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
なお、当社は、3氏を当社が上場している東京証券取引所の上場規則に基づく独立役員に指定し、同証券取引所に届け出ております。
4. 川添雄彦、廣井孝史の両氏は、上記の在任期間とは別に過去に取締役在任期間があります。

在任 期間	出席状況		重要な兼職の状況
	取締役会	監査役会	
11年	14/14回(100%)	—	
13年	14/14回(100%)	—	
3年	14/14回(100%)	—	
3年	14/14回(100%)	—	
1年	11/11回(100%)	—	
6年	14/14回(100%)	—	
3年	14/14回(100%)	—	(株)グローバリゼーションリサーチインスティテュート 代表取締役社長、 新東工業(株) 社外取締役
3年	14/14回(100%)	—	第一生命保険(株) 特別顧問、 (株)オリエンタルランド 社外取締役 (2024年6月27日就任)
3年	14/14回(100%)	—	(株)アインホールディングス 社外取締役、阪急阪神ホールディングス(株) 社外取締役、 ジャパンエレベーターサービスホールディングス(株) 社外取締役、 早稲田大学 研究院 教授 【Techpoint, Inc. 社外取締役 (2024年5月30日退任)】 【慶應義塾大学 特任教授 (2025年3月31日退任)】
1年	11/11回(100%)	—	東京地下鉄(株) 社外取締役、(株)TBS ホールディングス 社外取締役
3年	14/14回(100%)	23/23回(100%)	
5年	14/14回(100%)	23/23回(100%)	(株)NTT DATA, Inc. 監査役
3年	14/14回(100%)	23/23回(100%)	
6年	14/14回(100%)	22/23回(96%)	三井住友信託銀行(株) 社外取締役
6年	14/14回(100%)	23/23回(100%)	公認会計士、キリンホールディングス(株) 社外監査役、 三井住友トラストグループ(株) 社外取締役

5. 監査役柳圭一郎氏は日本証券アナリスト協会検定会員の資格を有しており、監査役腰山謙介氏は会計検査院における職務経験があり、また監査役鹿島かおる氏は公認会計士の資格を有していることから、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

6. 社外役員の兼職先と当社との間に特別の関係はありません。

7. 社外役員がやむを得ず欠席する場合についても、事前説明を行い、意見をいただいております。

8. 取締役会の出席状況は、取締役の大西佐知子氏および武井奈津子氏については、2024年6月20日の就任以降の状況を記載しています。

2.役員等賠償責任保険

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、被保険者が会社役員等の地位に基づいて行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償することとしています。ただし、被保険者自身が贈収賄等の犯罪行為や意図的に違法行為を行ったことに起因して被保険者が被る損害等については補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。

当該保険契約の被保険者は、当社および当社子会社であるNTTドコモ（一部、NTTドコモの子会社含む。）、NTTコミュニケーションズ、NTTコムウェア（一部、NTTコムウェアの子会社含む。）、NTT東日本、NTT西日本、NTTアーバンソリューションズ、エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社、NTTアノードエナジー（一部、NTTアノードエナジーの子会社含む。）、株式会社NTTファシリティーズの取締役、監査役、執行役員です。

3.取締役および監査役の報酬等に関する方針ならびにその総額

当社の取締役の報酬の決定方針および構成・水準については、客観性・透明性を確保するために、独立社外取締役3名を含む5名の取締役で構成される報酬委員会を設置し、同委員会の審議を経て取締役会にて決定することとしております。また、報酬の割合、算定方法および個人別の報酬の額については、取締役会から同委員会に委任し、決定することとしております。これらの権限を報酬委員会に委任している理由は、当該委員会が代表取締役2名と社外取締役3名で構成されており、当社全体の業績を俯瞰しつつ、社外の目線も取り入れて適切な判断が可能であると考えているためです。

取締役（社外取締役を除く）の個人別の報酬については、月額報酬（基本報酬）と賞与（短期の業績連動報酬）、ならびに役員持株会を通じた自社株式取得および業績連動型株式報酬（中長期の業績連動報酬）から構成することとしております。

月額報酬は、月例の固定報酬とし、役位ごとの役割の大きさや責任範囲に基づき、支給することとし、賞与は、当事業年度の業績を勘案し毎年6月に支給することとしております。賞与の業績指標については、当社の中期経営戦略で掲げた財務目標を選定しており、その理由は、取締役の報酬と当社の企業価値との連動性をより明確にし、中期経営戦略における財務目標達成に向けた意欲を高めるためであります。また、賞与の算定方法は、各財務目標の対前年改善度または計画達成度を各指標ごとに予め定めた方法により支給率に換算した上で、各指標のウェイトに基づき加重平均し、これに役位別の賞与基準額を乗じることにより算定しております。（89頁の「賞与の業績指標」をご参照ください。）

さらに、中長期の業績を反映させる観点から、毎月支給する株式取得目的報酬により、役員持株会を通じて自社株式を購入することとし、購入した株式は在任期間中、そのすべてを保有することとしております。

業績連動型株式報酬は、当社が設定した信託を用いて、毎年6月に役位に応じたポイントを付与し、中期経営戦略の終了年度の翌年度6月に、業績指標の達成度に応じて業績連動係数を決定し、これに累積ポイント数を乗じて付与する株式数を算定することとしております。また、株式の付与は退任時に行うこととしております。なお、当事業年度において、信託期間の延長を行いました。

なお、業績連動係数は、当社の中期経営戦略に掲げる財務目標等で評価するものとし、現中期経営戦略の主要指標であるEBITDAを業績評価指標としています。

報酬構成割合は、標準的な業績の場合、おおそ「固定報酬：短期の業績連動報酬：中長期の業績連動報酬＝50%：30%：20%」となります。

社外取締役の報酬については、高い独立性の確保の観点から、業績との連動は行わず、月例の固定報酬のみを支給することとしております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針の概要は以上のとおりですが、取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、報酬委員会による決定方針との整合性を含めた多角的な検討が行われているため、取締役会もその判断を尊重し、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

監査役の報酬については、監査役の協議にて決定しており、社外取締役と同様の観点から、月額報酬のみを支給することとしております。

また、取締役会からの委任を受けて当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容を決定した報酬委員会は、島田明（代表取締役社長）、廣井孝史（代表取締役副社長）、坂村健（社外取締役）、内永ゆか子（社外取締役）、渡邊光一郎（社外取締役）を構成メンバーとしております。

賞与の業績指標

中期経営戦略で掲げた財務目標などを業績指標として設定し、対前年改善度または計画達成度で評価しております。

区分	業績指標	評価ウェイト	評価方法	2023年度実績	2024年度実績
財 務 指 標	E B I T D A	25%	対前年改善度	34,181億円	32,393億円
	E P S （1株当たり当期利益）	10%		15.1円	12.0円

区分	業績指標	評価ウェイト	評価方法	2024年度目標値	2024年度実績
財 務 指 標	E B I T D A	25%	計画達成度	33,300億円	32,393億円
	営 業 利 益	10%		18,100億円	16,496億円
	海 外 営 業 利 益 率	10%		8.5%	7.5%
	既存分野ROIC（投下資本利益率）	5%		6.6%	5.6%
サステナビリティ 指 標	温 室 効 果 ガ ス 排 出 量	5%	計画達成度	225.0万トン以下	211.4万トン
	女 性 の 新 任 管 理 者 登 用 率	2.5%		30%	28%
	従 業 員 エ ン ゲ ー ジ メ ン ト 率	2.5%		57%	61%
	顧 客 エ ン ゲ ー ジ メ ン ト	N P I 2.5% N P S 2.5%		73.6% -26.2	70.5% -31.3

(注) 1. 海外営業利益率の集計範囲は、NTTデータグループ連結です。また、買収に伴う無形資産の償却費など、一時的なコストを除いて算定しています。
2. 既存分野は、NTTドコモのコンシューマ通信事業、NTT東日本、NTT西日本です。
3. 温室効果ガス排出量の数値は速報値です。また、対象はGHGプロトコル：Scope1&2です。
4. 女性の新任管理者登用率の集計範囲は、当社、NTTドコモ*、NTT東日本、NTT西日本、NTTデータグループ*です。
*NTTドコモにはNTTコミュニケーションズの数値が含まれます。また、NTTデータグループにはNTTデータおよび株式会社NTT DATA, Inc.の数値が含まれます。
5. 従業員エンゲージメント率は、エンゲージメントを測る指標4項目をNTTグループKPIとして設定し、その肯定的回答者の割合です。
従業員エンゲージメント率の集計範囲は、当社、NTTドコモ*、NTT東日本、NTT西日本、NTTデータグループ、NTTアーバンソリューションズ、NTTアノードエナジーおよびこれらが指定する子会社**です。
*NTTドコモにはNTTコミュニケーションズの数値が含まれます。
** 指定する子会社とは別に、従業員エンゲージメント調査は順次拡大しており、2024年度より海外グループ会社も開始しています。
6. 顧客エンゲージメント NPI（Next Purchase Intention）は継続利用意向、NPS[®]（Net Promoter Score[®]）*は他者への推奨度を測る指標です。
顧客エンゲージメントの対象は、NTT東日本、NTT西日本ならびにNTTドコモ**の注力領域である中堅中小法人向けサービス、コンシューマ向けサービスです。（将来的には大規模法人向けサービスについての拡大を予定しています）。
*Net Promoter ScoreおよびNPSは、ペイン・アンド・カンパニー、フレッド・ライクヘルド、サトメトリックス・システムズ（現NICE Systems, Inc.）の登録商標です。
**NTTドコモにはNTTコミュニケーションズの数値が含まれます。

当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	支給人数	固定	短期	中長期		総額
		月額報酬	役員賞与	株式取得 目的報酬	業績連動型 株式報酬	
取締役	12名	306百万円	75百万円	28百万円	46百万円	455百万円
監査役	5名	171百万円	－	－	－	171百万円
合計	17名	477百万円	75百万円	28百万円	46百万円	626百万円
（うち社外役員）	（9名）	（171百万円）	（－）	（－）	（－）	（171百万円）

- (注) 1. 上記には、2024年6月20日開催の第39回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。
2. 取締役の報酬額については、2021年6月24日開催の第36回定時株主総会において、①金銭報酬の額：年額6億円以内、②役員持株会を通じた当社株式の取得の資金として取締役に支給する額など：年額5千万円以内かつ年間当たり600,000株*以内、③業績連動型株式報酬制度に拠出する金員など：年額1億円以内かつ年間当たり1,175,000株*以内の3種類の構成とする旨、決議いただいております。なお、当該株主総会終結時において取締役8名であります。
- *2023年7月1日を効力発生日として、普通株式1株につき25株の割合をもって株式分割を行っており、当該株式分割調整後の株式数を記載しています。
3. 上記のうち取締役の業績連動型株式報酬の額については、当事業年度中に係るポイント付与分として費用計上した額です。
4. 監査役の報酬額については、2006年6月28日開催の第21回定時株主総会において、年額2億円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時において監査役5名であります。
5. 取締役（社外取締役を除く）の報酬構成割合は、標準的な業績の場合、おおよそ「固定：短期：中長期＝50%、30%、20%」です。

4.社外役員に関する事項

主な活動状況

区分	氏名	取締役会における発言状況
		ならびに社外取締役に果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
社 外 取締役	坂 村 健	同氏は、大学や研究機関の運営責任者などとして豊富な経験を有し、人格・見識ともに優れていることから、当社としては、業務執行の監督機能強化への貢献および幅広い経営的視点からの助言を期待して、2022年6月の当社定時株主総会において選任され、社外取締役に就任しています。 同氏は、取締役会や代表取締役との意見交換会において、主に研究開発、DX推進のほか、出資案件の業界・技術動向などに関する助言を行っております。また、指名委員会、報酬委員会において、役員等の選任、後継者計画、報酬体系の在り方などに関する提言を行っております。
	内永 ゆか子	同氏は、グローバルな企業経営やダイバーシティ推進における豊富な経験を有し、人格・見識ともに優れていることから、当社としては、業務執行の監督機能強化への貢献および幅広い経営的視点からの助言を期待して、2022年6月の当社定時株主総会において選任され、社外取締役に就任しています。 同氏は、取締役会や代表取締役との意見交換会などにおいて、主にグローバル戦略、広報戦略のほか、人材戦略に関する助言を行っております。また、指名委員会、報酬委員会において役員等の選任、後継者計画、報酬体系の在り方などに関する提言を行っております。
	渡 邊 光 一 郎	同氏は、企業経営者として豊富な経験を有し、人格・見識ともに優れていることから、当社としては、業務執行の監督機能強化への貢献および幅広い経営的視点からの助言を期待して、2022年6月の当社定時株主総会において選任され、社外取締役に就任しています。 同氏は、取締役会や代表取締役との意見交換会などにおいて、主に資本政策、マーケティングのほか、リスク管理などに関する助言を行っております。また、指名委員会、報酬委員会において、役員などの選任、後継者計画、報酬体系の在り方などに関する提言を行っております。
	遠 藤 典 子	同氏は、経済誌編集者としての取材活動、公共政策研究（エネルギー分野など）および企業の社外役員の経歴を通じて培った豊富な経験を有し、人格・見識ともに優れていることから、当社としては、業務執行の監督機能強化への貢献および幅広い経営的視点からの助言を期待して、2022年6月の当社定時株主総会において選任され、社外取締役に就任しています。 同氏は、取締役会や代表取締役との意見交換会などにおいて、主にグループ運営、ガバナンス強化のほか、公共政策などに関する助言を行っております。
	武井奈津子	同氏は、企業の法務・コンプライアンスの責任者として豊富な経験を有し、人格・見識ともに優れていることから、当社としては、業務執行の監督機能強化への貢献および幅広い経営的視点からの助言を期待して、2024年6月の当社定時株主総会において選任され、社外取締役に就任しています。 同氏は、取締役会や代表取締役との意見交換会などにおいて、主にガバナンス強化、リスク管理のほか、コンプライアンスなどに関する助言を行っております。

区分	氏名	取締役会および監査役会における発言状況など
社 外 監査役	腰 山 謙 介	同氏は、会計検査院の職務に長年携わった豊富な経験に基づき、専門的な見地から、取締役会および監査役会、代表取締役および独立社外取締役などとの意見交換会、グループ会社の代表取締役および監査役などとの意見交換などの場において、必要に応じて主にコーポレート・ガバナンス、コンプライアンスなどサステナビリティ推進の観点から発言などを行うとともに、NTTグループにおける業務の適正を確保するための体制および不正不祥事の防止に資する助言を積極的に行っております。
	神 田 秀 樹	同氏は、大学教授としての豊富な経験に基づき、専門的な見地から、取締役会および監査役会、代表取締役および独立社外取締役などとの意見交換会、グループ会社の代表取締役および監査役などとの意見交換などの場において、必要に応じて主にコーポレート・ガバナンス、コンプライアンス、サステナビリティ推進の観点から発言などを行うとともに、会社法やコーポレートガバナンス・コードなどの観点から、NTTグループの各組織の適正な業務遂行に資する情報の提供および助言を積極的に行っております。
	鹿 島 か お る	同氏は、公認会計士としての豊富な経験に基づき、専門的な見地から、取締役会および監査役会、代表取締役および独立社外取締役などとの意見交換会、グループ会社の代表取締役および監査役などとの意見交換などの場において、必要に応じて主に会計監査、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンス、ダイバーシティ推進などサステナビリティ推進の観点から発言などを行うとともに、会計監査人との意見交換会などにおいて、会計監査の品質向上に資する助言を積極的に行っております。

(单位:百万円)

科　目	金　額
資産の部	
流動資産	
現金及び現金同等物	1,000,994
営業債権及びその他の債権	4,880,769
その他の金融資産	973,465
棚卸資産	556,576
その他の流動資産	863,583
小計	8,275,387
売却目的で保有する資産	94,972
流動資産合計	8,370,359
非流動資産	
有形固定資産	10,662,316
使用権資産	974,009
のれん	1,719,148
無形資産	2,483,238
投資不動産	1,341,188
持分法で会計処理されている投資	452,107
その他の金融資産	2,237,517
繰延税金資産	665,474
その他の非流動資産	1,157,127
非流動資産合計	21,692,124
資産合計	30,062,483

科 目	金 額
負債及び資本の部	
流動負債	
短期借入債務	2,822,577
営業債務及びその他の債務	2,849,534
リース負債	231,665
その他の金融負債	866,450
未払人件費	593,503
未払法人税等	242,376
その他の流動負債	1,254,747
小計	8,860,852
売却目的で保有する資産に 直接関連する負債	4,411
流動負債合計	8,865,263
非流動負債	
長期借入債務	7,187,500
リース負債	929,471
その他の金融負債	168,216
確定給付負債	1,011,026
繰延税金負債	185,547
その他の非流動負債	370,821
非流動負債合計	9,852,581
負債合計	18,717,844
資本	
株主資本	
資本金	937,950
利益剰余金	9,726,370
自己株式	△1,139,170
その他の資本の構成要素	696,437
株主資本合計	10,221,587
非支配持分	1,123,052
資本合計	11,344,639
負債及び資本合計	30,062,483

(注) 記載金額は百万円未満の端数を四捨五入して表示しております。

連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額	
営業収益	13,704,727	
営業費用		
人件費	3,098,603	
経費	6,817,713	
減価償却費	1,722,035	
固定資産除却費	121,680	
減損損失		
のれん	—	
その他	20,068	
租税公課	275,057	12,055,156
営業利益	1,649,571	
金融収益	59,151	
金融費用	169,514	
持分法による投資損益	25,488	
税引前利益	1,564,696	
法人税等	482,261	
当期利益	1,082,435	
当社に帰属する当期利益	1,000,016	
非支配持分に帰属する当期利益	82,419	

(注) 記載金額は百万円未満の端数を四捨五入して表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2025年3月31日)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	504	買掛金	230
売掛金	3,644	1年内返済予定の長期借入金	47,551
貯蔵品	187	1年内返済予定の関係会社長期借入金	590,454
前渡金	7,281	短期借入金	616,614
短期貸付金	150,000	リース債務	5
未収入金	44,376	未払金	62,160
その他	5,619	未払費用	8,753
流動資産合計	211,610	未払法人税等	294
固定資産		前受金	726
有形固定資産		預り金	422
建物	68,544	その他	12
構築物	5,333	流動負債合計	1,327,221
機械装置及び運搬具	305	固定負債	
工具、器具及び備品	27,521	長期借入金	255,614
土地	27,746	関係会社長期借入金	3,777,507
リース資産	24	リース債務	22
建設仮勘定	1,087	繰延税金負債	99,656
有形固定資産合計	130,561	退職給付引当金	37,707
無形固定資産		資産除去債務	1,794
ソフトウェア	23,337	その他	4,432
その他	320	固定負債合計	4,176,732
無形固定資産合計	23,657	負債合計	5,503,952
投資その他の資産		純資産の部	
投資有価証券	769,083	株主資本	
関係会社株式	10,056,293	資本金	937,950
その他の関係会社有価証券	36,644	資本剰余金	
出資金	20	資本準備金	2,672,826
関係会社出資金	3,143	その他資本剰余金	15
関係会社長期貸付金	728,000	資本剰余金合計	2,672,841
前払年金費用	3,481	利益剰余金	
その他	4,442	利益準備金	135,333
投資その他の資産合計	11,601,106	その他利益剰余金	
固定資産合計	11,755,324	繰越利益剰余金	3,566,786
		利益剰余金合計	3,702,119
		自己株式	△1,139,170
		株主資本合計	6,173,740
		評価・換算差額等	
		その他有価証券評価差額金	289,242
		評価・換算差額等合計	289,242
		純資産合計	6,462,982
資産合計	11,966,934	負債・純資産合計	11,966,934

(注) 記載金額は百万円未満の端数を四捨五入して表示しています。

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額	
営業収益		
受取配当金	1,184,917	
グループ経営運営収入	18,400	
基盤の研究開発収入	117,000	
その他の収入	10,393	1,330,710
営業費用		
管理費	37,731	
試験研究費	101,565	
減価償却費	21,943	
固定資産除却費	876	
租税公課	4,403	166,518
営業利益		1,164,192
営業外収益		
受取利息	3,544	
投資有価証券売却益	4,839	
物件貸付料	8,900	
雑収入	2,869	20,152
営業外費用		
支払利息	26,627	
関係会社株式評価損	5,923	
物件貸付費用	5,104	
組合出資損失	6,036	
雑支出	1,250	44,940
経常利益		1,139,405
税引前当期純利益		1,139,405
法人税、住民税及び事業税	△7,841	
法人税等調整額	2,165	△5,676
当期純利益		1,145,080

(注) 記載金額は百万円未満の端数を四捨五入して表示しています。

独立監査人の監査報告書

2025年5月8日

日本電信電話株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人 東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 寺澤 豊
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 田中賢二
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 坂寄 圭
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本電信電話株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、日本電信電話株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結注記表「重要な後発事象に関する注記」の1、「NTTデータグループ株式会社に対する公開買付け」に記載されているとおり、会社は2025年5月8日付の取締役会において、株式会社NTTデータグループの普通株式を対象とする金融商品取引法に基づく公開買付けを実施し、同社を完全子会社とすることを目的とした一連の取引を実施すること及び金融機関より総額2兆3,800億円の範囲で借入れを行うことを決定した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査問に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- ・監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月8日

日本電信電話株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人	東京事務所
指定有限責任社員	公認会計士 寺澤 豊
業務執行社員	
指定有限責任社員	公認会計士 田中賢二
業務執行社員	
指定有限責任社員	公認会計士 坂寄 圭
業務執行社員	

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本電信電話株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表「重要な後発事象に関する注記」の「NTTデータグループ株式に対する公開買付け」に記載されているとおり、会社は2025年5月8日付の取締役会において、株式会社NTTデータグループの普通株式を対象とする金融商品取引法に基づく公開買付けを実施し、同社を完全子会社とすることを目的とした一連の取引を実施すること及び金融機関より総額2兆3,800億円の範囲で借入れを行うことを決定した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等における不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、監査の専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第40期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の規程等に準拠し、監査の方針に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および研究所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその整備および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）および

その附属明細書ならびに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人である有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

3. 重要な後発事象

NTTデータグループ株式会社に対する公開買付け、データセンター資産保有会社株式の売却

2025年5月8日

日本電信電話株式会社 監査役会

常勤監査役 柳 圭 一 郎

常勤監査役 高 橋 香 苗

常勤監査役 腰 山 謙 介

監 査 役 神 田 秀 樹

監 査 役 鹿 島 か お る

(注) 1. 常勤監査役腰山謙介、監査役神田秀樹および監査役鹿島かおるは、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

2. 監査役は、電子署名をしております。

以上

(ご参考) 用語解説

■ 一般用語

▼従業員エンゲージメント

従業員の企業への信頼や企業への貢献意欲をさす言葉

▼ネットゼロ

温室効果ガス排出量について、自らの直接排出 (Scope1)、他社から供給された電気、熱、蒸気の使用に伴う間接排出 (Scope2) に加え、製品の製造・調達・輸送や製品の使用・廃棄・リースなどを含むサプライチェーンでの排出量 (Scope3) を含め、ゼロにする目標

▼EBITDA

Earnings Before Interest, Taxes, Depreciation, and Amortization (利払い前、税引き前、償却前利益) の略称
企業が本業でどれだけキャッシュフローを創出したのかを示す指標

▼デジタルツイン

現実の世界から収集したさまざまなデータを、まるで双子であるかのように、コンピュータ上で再現する技術

▼大規模言語モデル

大量のテキストデータを使って学習された言語モデルで、言語の理解や文章の生成に優れた能力をもつもの

▼BPO

Business Process Outsourcingの略称。企業活動における業務プロセスの一部を一括して専門業者に外部委託すること

▼APN

All-Photonics Networkの略称。端末からネットワークまで、すべてに光ベースの技術を導入し、圧倒的な低消費電力、高速大容量、低遅延伝送を実現

■ NTTグループのサービス関連用語

▼光子量子コンピュータ

電気信号ではなく、光 (光子数、偏光、振幅など) の物理量を用いて処理する量子コンピュータ

▼宇宙統合コンピューティング・ネットワーク

NTTグループとスカパーJSAT株式会社が構築をめざす新たなインフラ。地上の災害の影響を受けず、宇宙で独立して脱炭素かつ自立可能な宇宙インフラであり、光技術で超低消費電力、超高速通信、高セキュアなネットワークを実現

▼フレッツ光

NTT東日本・NTT西日本が提供する光回線のインターネット接続サービスの総称

▼コラボ光

NTT東日本・NTT西日本が提供するフレッツ光などをさまざまなサービス提供事業者に卸提供するサービス

事業報告の記載内容について

- 本事業報告において、「NTTドコモ」は株式会社NTTドコモ、「NTTコミュニケーションズ」はエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、「NTTコムウェア」はエヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社、「NTT東日本」は東日本電信電話株式会社、「NTT西日本」は西日本電信電話株式会社、「NTTデータグループ」は株式会社NTTデータグループ、「NTTデータ」は株式会社NTTデータ、「NTTアーバンソリューションズ」はNTTアーバンソリューションズ株式会社、「NTTアノードエナジー」はNTTアノードエナジー株式会社を示しています。
- 当社の連結計算書類は、国際財務報告基準 (以下「IFRS」) を適用しています。
- 本事業報告に記載している金額については、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しています。
- 文中において「」が付されている用語について、「用語解説」にて解説を掲載しています。
- 本事業報告に含まれる予想数値および将来の見通しに関する記述・言明は、現在当社の経営陣が入手している情報に基づいて行った判断・評価・事実認識・方針の策定などに基づいてなされもしくは算定されています。また、過去に確定し正確に認識された事実以外に、将来の予想およびその記述を行うために不可欠となる一定の前提 (仮定) を用いてなされもしくは算定したものです。将来の予測および将来の見通しに関する記述・言明に本質的に内在する不確定性・不確実性および今後の事業運営や内外の経済、証券市場その他の状況変化などによる変動可能性に照らし、現実の業績の数値、結果、パフォーマンスおよび成果は、本事業報告に含まれる予想数値および将来の見通しに関する記述・言明と異なる可能性があります。

This image shows a full page of a handwriting practice worksheet. It consists of multiple sets of three horizontal dashed lines spaced evenly down the page, providing a guide for letter height and placement. The background is plain white, and there are no other markings or text present.

[illegible]



ユニバーサルデザイン（UD）の考え方にに基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。